

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2087号から第2187号まで)

令和元年9月27日

令和元年9月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

別表6の「諮問に係る文書番号」欄記載の文書番号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成24年7月5日付の御照会文書について（回答）」ほかの一部開示
決定、開示決定及び非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表2の「決定通知書記載の行政文書」を一部開示とした決定、別表3の「決定通知書記載の行政文書」を開示とした決定、別表4の「決定通知書記載の行政文書」を非開示とした決定及び別表5の「決定通知書記載の行政文書」を一部開示又は非開示とした決定は、それぞれ妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表2から別表5までの「開示請求書記載の行政文書」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表2から別表5までの「決定通知書記載の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）のそれぞれについて、別表2から別表5までの「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った一部開示、開示又は非開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

別表2から別表5までの「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりであるが、開示請求書の記載から、保有している文書で該当するものがあればこれを対象行政文書として特定し、対象行政文書に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に規定する非開示とすべき情報が対象行政文書に含まれている場合には、この部分について非開示とし、情報公開条例第17条第3項に該当する場合には、情報公開条例の適用外であるとして非開示の決定を行った。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、おおよそ次のように要約される。

- (1) 開示決定を取り消し、請求通りの文書の開示を求める。
- (2) 一部開示決定及び非開示決定を取り消し、開示するよう求める。

5 審査会の判断

- (1) 本件各処分に至る経緯について

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地甲」という。）先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、土地甲は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地甲に関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあること、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地甲先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して実施機関が保有する行政文書や、これ以外にも審査請求人が提出した開示請求書、開示請求に対する開示決定等を決定した起案文書等を対象として、審査請求人は繰り返し多数の開示請求を行っており、本件審査請求もその一部である。

審査請求人による開示請求書の記載は、冗長で要領を得ない記載が多く、請求内容が明確なものとは到底いえないものが多く含まれており、実施機関による補正依頼に対しても審査請求人は応じていない。

(2) 本件審査請求文書の概要及びこれらに係る事務について

本件審査請求文書は、別表2から別表5までの「決定通知書記載の行政文書」欄のとおりである。このうち一部開示決定に係るものの非開示部分及びその適用条項は、別表2及び別表5の「非開示情報」欄及び「適用条項等」欄に記載のとおりであり、非開示決定に係るものの実施機関による非開示理由の説明要旨は、別表4及び別表5の「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりである。なお、本件審査請求文書を文書単位に区分し、一表にまとめたものが別表1であり、別表2から別表5までの答申番号によって対照できる。

本件各処分に係る行政文書は、①建築相談に係る事務、②行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務、③情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務に関するものであり、その分類は、別表1の「文書に係る事務」欄に記載のとおりである。この答申では、上記①から③までの各事務に関する審査請求文

書ごとに判断を示すこととする。

(3) 本件審査請求文書のうち、建築相談に係る事務に関するものについて

ア 建築相談に係る事務について

横浜市では、市民から建築基準法に係る建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部情報相談課（以下「情報相談課」という。）が資料調査及び現地調査を行い、状況に応じて現場で写真を撮影する。その後、それらの調査結果をもとに、建築基準法に違反する建築物かどうか確認し、建築相談票を作成している。調査の結果、建築基準法の違反が認められた場合、建築局建築監察部違反对策課に情報を引き継いでいる。

なお、平成20年当時は、相談があった建築物について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

イ 建築相談に係る事務に関する審査請求文書について

建築相談に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「建築相談に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 建築相談に係る事務に関する審査請求文書の特定の妥当性について

実施機関の説明によると、実施機関は開示請求書の記載からその内容を理解するように努め、文書番号の記載があるものや意味内容を読み取れるものについては、該当する文書を特定し、さらに一見して記載が明確なものでないものについても、過去の請求内容や日時、場所、人などで判断できるキーワードがあればこれを用いるなどして、該当する文書を特定しているとのことであった。

開示請求書を見るに、審査請求人による記載は、明確なものとは到底いえないものが多く含まれている。また、実施機関による補正依頼に対しても、審査請求人は、応じていないとのことであった。

このような状況において、実施機関による本件審査請求文書の特定は、不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 別表1の「略称」欄記載の文書1について（以下「文書〇」と数字を付記しているものについては、同欄の記載文書を指すものとする。）

文書1は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1445号から第1462号まで（平成29年11月24日。以下「先例答申1」という。）における対象行政文書と同一であり、先例答申1においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断して

いる。また、先例答申1における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

オ 文書2について

文書2は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1425号から第1433号まで（平成29年8月25日。以下「先例答申2」という。）における対象行政文書と同一であり、先例答申2においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

カ 文書9について

文書9は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1406号から第1424号まで（平成29年8月25日。以下「先例答申3」という。）における対象行政文書と同一であり、先例答申3においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

キ 文書27について

文書27は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1364号（平成28年12月7日。以下「先例答申4」という。）における対象行政文書と同一であり、先例答申4においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申4における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

ク 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

- (ア) 情報公開条例第2条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。
- (イ) 文書3に記録されている登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号、文書3及び文書8に記録されている住所、文書3、文書25及び文書26に記録されている個人の名前、文書4に記録されている建築基準法道路種別の地図及び建築基準法道路種別の開発許可番号、文書5に記録されている道路台帳平面図上の建物名、文書6に記録されている用途地域等の地図及び用途地域等の地図上

の建物名、文書7に記録されている認定路線図の路線図、文書8に記録されている付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号及び検査済証番号並びに文書25に記録されている建築確認番号については、各文書を当審査会で見分したところ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ケ 文書101から文書107までの不存在について

通常、建築相談を受け建築基準法の違反があるかどうか調査する際、建築相談票・引継票以外に、実施機関が文書を作成し、又は取得することはないと考えられる。

したがって、建築相談票・引継票以外には存在しないという実施機関の説明は是認できる。

コ 文書108の不存在について

弁明書によると、対象行政文書は、平成20年10月21日に建築局情報相談部情報相談課（平成20年度当時。現在の情報相談課。）が建築相談を受けた際に受け取った文書である。

しかし、令和元年5月17日の事情聴取で実施機関に確認を行ったところ、当該日付及び課名は誤記であり、正しくは平成20年10月10日にまちづくり調整局情報相談部情報相談課とのことであった。

この点については、実施機関の当該説明に不自然な点は認められず、内容に相違がある別の文書が存在することを推認させる事情も認められないことから、以下、対象行政文書は、平成20年10月10日の建築相談の際に受領した文書であることを前提に検討する。

不存在の理由については、弁明書によると、実施機関は執務室や書庫を探したが確認できなかったとしている。

事情聴取で実施機関に確認をしたところ、通常、建築相談を受ける際には、特定の資料を受け取る扱いになっていないが、念のため執務室や書庫を探したが確認できなかったとのことであった。

審査請求人の主張する文書が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

サ 文書109の不存在について

- (ア) 文書109は、1年保存した後に破棄するとした運用に関する写真、印刷絵及び運用規則であるが、非開示決定通知書では、不存在の理由を「作成しておらず、保有していないため」としている。一方、弁明書によると、「平成24年度の横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）に基づき、3年保存すべき行政文書でしたが、実際には軽易な行政文書として1年保存し、廃棄をしてしまっていました。」としている。

非開示決定通知書と弁明書で理由が異なる点について、令和元年5月17日の事情聴取で実施機関に確認を行ったところ、次のような説明があった。

a 写真、印刷絵といった文書は、1年で破棄したため存在しない。

b 運用規則については、審査請求人の主張する趣旨が、1年保存とする運用を規定したマニュアル類だとすると、作成しておらず存在しない。

- (イ) 上記実施機関の説明によると、対象行政文書に応じて不存在の理由が2種類あることになり、一つは破棄の対象となった文書で、もう一つは1年保存の運用を規定したものとなる。

そうだとすると、不存在の理由も2種類に分けて記載する必要があったと思われる。

- (ウ) 以上からすると、本来3年保存すべき行政文書を1年で廃棄した点は適切とはいえず、また、非開示決定通知書における理由の記載は不備とまではいえないものの適切な記載とはいえない。

- (エ) もっとも、不存在であることについて実施機関の事情聴取での説明に不自然な点はない。

したがって、実施機関の決定は、結論において妥当である。

- (オ) なお、実施機関においては、開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しない理由を説明するにあたり、開示しないこととする根拠規定及び当該決定をする根拠等については、いかなる事実を認定して開示しない旨の決定をしたのかがそれ自体から開示請求者に理解されるものであるべきことを踏まえ、適正に対応することを望むものである。

シ 文書110の不存在について

建築計画概要書は、建築確認申請書に添付する図書であることから、そもそも建築確認申請がなされなければ存在しない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ス 文書111から文書113まで、文書120、文書121及び文書143の不存在について

- (ア) 対象行政文書は、平成20年10月10日に旭土木事務所が持参した文書及びその際に情報相談課が作成した文書であるが、実施機関の説明によると、取得したか不明であり、執務室や書庫を探したが存在を確認できなかったとのことである。

令和元年5月17日の事情聴取で実施機関に確認を行ったところ、次のような説明があった。

- a 建築相談時の建築相談票自体は、相談を受けた情報相談課職員が記入するもので、相談者が記入し提出するものではない。
- b 通常、相談者が資料を情報相談課に持参する必要はない。
- c 相談者が資料を持参するケースもあるが、その場合は建築相談票と併せて資料を保管する。
- d 本案件について資料は保管されていない。

- (イ) 上記実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

セ 文書114、文書115及び文書153の不存在について

文書114、文書115及び文書153は、先例答申3における対象行政文書と同一であり、先例答申3においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

ソ 文書117及び文書119の不存在について

- (ア) 実施機関の説明によると、取得したか不明であり、書庫を探したが確認できなかったとのことである。

令和元年5月17日の事情聴取で実施機関に確認を行ったところ、次のような説明があった。

- a 審査請求人の土地甲の案件に係る文書はすべてファイルに綴じて一か所に保管している。
- b そのファイルとそれを保管している書庫内を念のため再確認して、文書の不存在を確認している。

- (イ) 確かに、上記(1)で述べたような経緯から、これまでに審査請求人からの繰り

返し数多くの開示請求に対応してきているという事情があり、実施機関は、その度に文書を確認していると考えられることから、上記実施機関の説明は不自然とはいえ、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

タ 文書122の不存在について

審査請求人は文書が偽造されていることを前提に偽造前の文書の開示を求めているが、そもそも偽造の事実は確認することができなかった。

その他、文書の存在を推認させるような事情はなく、実施機関の説明は是認できる。

チ 文書123、文書124、文書144、文書145及び文書151の不存在について

- (ア) 対象行政文書は、文書2に関係するものであるが、当審査会で文書2を確認したところ、審査請求人が主張しているような㊸番と付されたもの、7コマ目のもの、20.10.21と印字し直した紙に印刷したもの又は年月日等を偽造記載したものは確認できなかった。また、その他に文書の存在を推認させる事情も認められない。

よって、実施機関の説明は是認できる。

- (イ) なお、審査請求人は、文書144及び文書145について、写真に日付のスタンプが押してあることを虚偽の細工であると主張しているようである。

この点について、令和元年5月17日の事情聴取で実施機関に確認を行ったところ、次のような説明があった。

- a 写真を撮影したときは、デジタルカメラから担当者のパソコンに画像データを取り込み印刷をする。
- b 印刷した写真には、すぐにスタンプで日付を入れるので、日付のないものは作成していない。
- c 虚偽の細工が何を意味するのか不明だが、少なくとも日付のスタンプを入れることは虚偽の細工ではない。

- (ウ) 以上を踏まえ当審査会で確認したところ、写真の日付は撮影した日を記録するためのスタンプであり、虚偽の細工とはいえ、実施機関の説明は是認できる。

その他、虚偽の細工を推認させるような事情も認められない。

ツ 文書129の不存在について

実施機関の説明によると、文書を印刷する際に印刷日時を記録する運用はしておらず、写真データについては、紙面に印刷した後は不要になるため消去しており、写真の撮影時刻については、写真データ以外の文書を作成して記録する運用もしていないとのことである。

その他、文書の存在を推認させるような事情はなく、実施機関の説明は是認できる。

テ 文書130の不存在について

文書130は、先例答申3における対象行政文書と同一であり、先例答申3においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

ト 文書133の不存在について

実施機関の説明によると、そもそも対象文書を作成していないとのことである。

その他、文書の存在を推認させるような事情はなく、実施機関の説明は是認できる。

ナ 文書134の不存在について

審査請求人は、「情報課に限る」として文書の開示を請求しているところ、文書番号が建建審で始まる文書は、現在の建築指導課で作成するものであり情報相談課では作成しないことから、保有していないとしても不自然ではない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ニ 文書136の不存在について

対象行政文書は、文書1の内訳が記載された文書のうち、調査日、撮影日及び文書取得日が記載された文書であるが、実施機関の説明によると、そもそも対象文書を作成していないとのことである。

その他、文書の存在を推認させるような事情はなく、実施機関の説明は是認できる。

ヌ 文書139から文書141までの不存在について

住宅地図、公図及び建築計画概要書を取得した際、取得年月日を記載する義務はないと考えられることから、実施機関の説明は是認できる。

ネ 文書146から文書148までの不存在について

(ア) 対象行政文書は、平成18年8月23日に建築相談を受けた際の資料であるが、

実施機関の説明によると、取得したか不明であり、書庫を探したが確認できなかったとのことである。

令和元年5月17日の事情聴取で実施機関に確認を行ったところ、次のような説明があった。

- a 開示請求書の記載から、平成18年8月23日に建築相談を受けた際の担当職員への指示、同年9月12日の調査報告及び相談者等との応答の内容に関する文書と解される。
- b 通常の運用では、内部の調整や相談者等との応答については、建築相談票に追記をするところ、請求人が請求している上記各文書の内容については平成18年8月23日の建築相談票に追記されていない。
- c それ以外に、調査を担当者に指示する場合に作成する文書、調査後の報告書及び相談者等との応答を記載する文書の定例書式はない。
- d 定例書式はないものの、任意の書式で建築相談票以外に報告書等を作成している可能性もあるため、念のため執務室及び書庫等を探したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

- (イ) 当審査会で平成18年8月23日の建築相談票である文書27を見分したところ、内部の調整や相談者等との応答について記載されていなかった。

その他、文書の存在を推認させるような事情はなく、実施機関の説明は是認できる。

ノ 文書154の不存在について

文書154は、平成20年10月10日に撮影した写真に関する文書であるが、実施機関の説明によると、対象文書を作成又は取得したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在を確認できなかったとのことである。

その他、文書の存在を推認させるような事情はなく、実施機関の説明は是認できる。

- (4) 本件審査請求文書のうち、行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものについて

ア 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務について

横浜市では、情報公開条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市

条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)を制定し、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めている。

実施機関は、請求のあった行政文書及び保有個人情報について、原則として請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、開示請求に係る行政文書及び保有個人情報は、原則として開示するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、情報公開条例第7条第2項各号及び個人情報保護条例第22条各号に掲げる情報については、開示しない場合がある。

イ 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書について

行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書の特定の妥当性について

実施機関における請求対象行政文書の特定については、(3)ウで述べたとおりであり、本件審査請求文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

文書10から文書19までに記録されている個人の名前、文書10から文書16まで及び文書19に記録されている住所、文書11及び文書14に記録されている所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図並びに文書11、文書12、文書14及び文書15に記録されている写真上の車のナンバープレートについては、各文書を当審査会で見分したところ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 文書116、文書118及び文書152の不存在について

実施機関の説明によると、文書116及び文書118は、平成24年2月28日付で開示した写真、文書152は、平成24年2月28日付で開示した写真に関する文書であるが、そもそも同日付で写真を開示した事実はないとのことである。

開示を実施した事实在ない以上、対象行政文書がないことも当然であり、実施機関の説明は是認できる。

カ 文書125、文書135及び文書142の不存在について

実施機関の説明によると、保存期間の経過により破棄したとのことである。

開示請求に係る行政文書は、横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表（共通）において保存期間を1年と定められており、保存期間の1年が経過したことにより廃棄することは通常の対応と考えられる。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

キ 文書126及び文書149の不存在について

審査請求人は、文書2が非開示であることを前提として、その非開示決定をした際の文書及び非開示の根拠等が記載された文書を請求している。

しかし、別表1及び別表2のとおり、実施機関は文書2を非開示としていない。したがって、不存在とする実施機関の説明は是認できる。

ク 文書127及び文書137の不存在について

審査請求人は、文書1が非開示であることを前提として、非開示とした文書及び非開示の根拠等が記載された文書を請求している。

しかし、別表1及び別表2のとおり、実施機関は文書1を非開示としていない。したがって、不存在とする実施機関の説明は是認できる。

ケ 文書128及び文書132の不存在について

実施機関の説明によると、そもそも対象行政文書を作成していないとのことである。

審査請求人は文書の特定が不適切であることを前提に文書の開示を求めているが、特定が妥当であることは前述のとおりであり、文書の存在を推認させるような事情はなく、実施機関の説明は是認できる。

コ 文書138及び文書150の不存在について

実施機関の説明によると、そもそも作成したか不明であり、執務室や書庫を探したが確認できなかったとのことである。

その他、文書の存在を推認させるような事情はなく、実施機関の説明は是認できる。

(5) 本件審査請求文書のうち、情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務に関するものについて

ア 情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務について

横浜市では、情報公開条例第22条第1項の規定に基づき、情報公開条例第19条及び個人情報保護条例第53条の規定による諮問並びに情報公開に関する事項についての実施機関からの諮問に応じて調査審議するため、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置している。

諮問機関である審査会は、中立な第三者機関として、諮問された事案について調査審議を重ね、諮問した実施機関に対し、答申を行う。実施機関は、不服申立てに関する諮問をした場合にあっては、情報公開条例第19条第3項及び個人情報保護条例第53条第3項の規定に基づき、答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定を行わなければならないとされている。

また、審査会は、答申後に、審査会としての説明責任を果たす観点から、情報公開条例第27条に基づいて答申の内容を一般に公表している。

イ 情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務に関する審査請求文書について

情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務に関する審査請求文書の特定の妥当性について

実施機関における請求対象行政文書の特定については、(3)ウで述べたとおりであり、本件審査請求文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

(ア) 文書20から文書24までに記録されている個人の名前並びに文書21に記録されている住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) 文書21から文書24までに記録されている審査請求書は、審査請求人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求の詳細な内容が明らかとなるため、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 文書131への情報公開条例第17条第3項の適用について

情報公開条例第17条第3項では、「この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。文書131は先例答申3であるが、この答申は、平成29年度横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申一覧に収録され、市民情報センターに配架されていることから、情報公開条例の適用外の文書であることが認められる。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

(6) その他

ア 審査請求人は、実施機関が偽造文書により、開示を実施している旨主張している。その意味するところは明確ではないが、そもそも偽造した事実は確認できなかったし、仮に情報公開条例に基づき開示、非開示等を判断し、その結果非開示とした部分について、黒く塗抹して開示の対応を行うことを偽造というのであれば、その主張は全く採用することはできない。また、開示された文書の内容が審査請求人の主張に整合していないとしても、そのことによって審査請求人の主張に整合する他の文書を実施機関が隠ぺいしていることになるものではないし、そもそも当審査会は、審査請求人の土地所有権の有無や個別の文書に記載された内容の真偽について判断する権能を有する機関ではない。

イ 審査請求人は、同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず何度も繰り返して同様の開示請求等を行い、また、同一の行政文書について開示決定等の期限が到来する前や開示予定日より前に新たな開示請求等を行う、現に審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について特段の事情の変化が生じていないにも関わらず新たな開示請求を行うなど、開示請求権の行使に当たり不適切な行為を繰り返し行っている。このような行為は、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと考えられる。情報公開制度は、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものでは

ないが、制度本来の趣旨に照らして社会的な相当性を欠くような請求を行ってはいないことからすれば、審査請求人による前述の行為については、適切な権利行使であるとは到底いえない。

ウ 実施機関においては、上記趣旨を踏まえ、情報公開条例の適正な運用を求めるものである。

(7) 結論

以上のおり、実施機関が行った別表 2 から別表 5 までに記載している本件各処分は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表1

答申番号	文書に係る事務	審査請求文書	略称	文書の概要	決定内容	対象別表
2087	建築相談に係る事務	平成24年7月5日付の御照会文書について(回答)	文書25	審査請求人からの照会について実施機関が回答した文書	一部開示	別表2
2088	建築相談に係る事務	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の敷地、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています。との確認文書一式の写し(旭区白根甲地所在の建築物について調査し、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書)	文書101	建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書で、建築相談票・引継票以外の文書。	非開示	別表4
2089	建築相談に係る事務	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備について甲地の資料調査及び現地調査を行い、との調査文書一式の写し(旭区白根甲地所在の建築物について調査した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書)	文書102	建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書で、建築相談票・引継票以外の文書。	非開示	別表4
2090	建築相談に係る事務	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物について甲地の建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています。の確認文書一式写し(旭区白根甲地所在の建築物について調査し、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書)	文書103	建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書で、建築相談票・引継票以外の文書。	非開示	別表4
2091	建築相談に係る事務	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の・・・相談を受けた文書一式の写し(旭区白根甲地所在の建築物について建築相談を受けた際に作成した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書)	文書104	建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書で、建築相談票・引継票以外の文書。	非開示	別表4
2092	建築相談に係る事務	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、市民からの相談に係る事務について、建築基準法に基づく建築物・・・について甲地の建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています。の確認文書一式写し(旭区白根甲地所在の建築物について調査し、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書)	文書105	建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書で、建築相談票・引継票以外の文書。	非開示	別表4

2093	建築相談に係る事務	④ 実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の・・・相談を受けた文書一式の写しに対し、上記記番号を異にした情報課から『旭区白根甲地所在の建築物について、建築相談を受けた際に作成した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書』であることを確認したは虚言、又標題を変えた非開示決定通知があったが、平成20年10月21日に相談した文書の請求である。先に開示した文書ではない。	文書106	平成20年10月21日に情報相談課が建築相談を受けた際に受け取った文書で、建築相談票・引継票以外の文書。	非開示	別表4
2094	建築相談に係る事務	A 実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課(以下「建築安全課」)へ提供し、の提供された文書の写しに対し、『旭区白根甲地所在の建築物について建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課』へ提供した文書(建築相談票・引継票ではない)であることを確認したは虚言、又標題を変え非開示決定通知があったが、平成20年10月21日に渡した文書の請求である。開示した12月等の文書ではない。	文書107	平成20年10月21日に建築情報課から建築安全課に引き継いだ文書で、建築相談票・引継票以外の文書。	非開示	別表4
2095	建築相談に係る事務	実施機関(横浜市長名)による弁明書(建建情第230号)情報課から審査課へ手交した写真及び文書について、建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と弁明されたが、10月10日に資料とA4紙に写真を印刷し、他機関が持参したのは計9通。提出を受けた全9通の文書の開示。	文書108	平成20年10月21日に情報相談課が建築相談を受けた際に受け取った文書。	非開示	別表4
2096	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(建築局情報相談課管理番号20・旭・16)における添付写真写し(平成20年10月21日撮影)	文書9	建築相談票・引継票(建築局情報相談課管理番号20・旭・16)における添付写真写し	一部開示	別表2
2097	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(建築局情報相談課管理番号20・旭・16)における添付写真写し(平成20年10月21日撮影)	文書9	建築相談票・引継票(建築局情報相談課管理番号20・旭・16)における添付写真写し	一部開示	別表2
2098	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(建築局情報相談課管理番号20・旭・16)における添付写真写し(平成20年10月21日撮影)	文書9	建築相談票・引継票(建築局情報相談課管理番号20・旭・16)における添付写真写し	一部開示	別表2
2099	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(建築局情報相談課管理番号20・旭・16)における添付写真写し(平成20年10月21日撮影)	文書9	建築相談票・引継票(建築局情報相談課管理番号20・旭・16)における添付写真写し	一部開示	別表2
2100	建築相談に係る事務	平成20年10月21日に写した写真は行政文書として保存期間は1年で運用していましたが、平成24年度からは横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)により、「建築及び開発に関する相談関係書類(3年)」として保存しています。なお、写真の電磁記録については、紙面に印刷した後は不要となるため、消去しています。紙面で作成した報告資料の保存期間について、本来であれば「建築及び開発に関する相談関係書類(3年)」に該当し、3年保存すべき行政文書であったところを、実際には軽易な行政文書として1年保存した後に廃棄する運用としていたと審査会に回答した運用規則写し	文書109	報告資料を1年保存した後に廃棄するとして運用に関する行政文書	非開示	別表4

2101	建築相談に係る事務	④同年4月6日に甲地が持参した建築申請書概要書(建築計画概要書(第4旭特定番号))	文書28	平成4年4月6日に確認申請の受付を行い確認のおりた特定番地の建築物に関する概要書	全部開示	別表3
2102	建築相談に係る事務	③同年3月12日に甲地が持参した建築申請書概要書。⑨平成4年10月不明日乙地S邸建築申請書概要書。	文書110	平成4年3月12日及び平成4年10月に確認申請が出され、受付後確認のおりた特定地番の建築物に関する概要書	非開示	別表4
2103	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2104	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2105	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成22年 建建審第374号による個人情報一部開示決定通知書の写し	文書17	建建審第374号による個人情報一部開示決定通知書	一部開示	別表2
2106	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成22年 建建審第374号による個人情報一部開示決定通知書の写し	文書17	建建審第374号による個人情報一部開示決定通知書	一部開示	別表5
2106	建築相談に係る事務	平成20年10月22日の引き継ぎについて、建建審第269、318、366、374、507号各文書に於いても、平成28年市長弁明書(建建安第189号)でも、建築安全課(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)は「平成20年10月22日、建築情報課(情報相談課)より旭区白根戊地に関する写真等資料を引き継ぎしたと弁明している。情報課が旭土木から受けた写真を含む9通の開示。	文書111	平成20年10月22日に情報相談課が旭土木事務所から受け取り建築安全課に引継ぎした文書。	非開示	別表5
2107	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2108	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2109	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年6月19日付開示請求に対する一部開示決定について(平成29年度建情第548号)	文書11	建情第548号による一部開示決定の決裁文書	一部開示	別表2
2110	情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務	平成29年6月27日建情第548号による一部開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について(平成29年度建情第744号)	文書23	建情第548号による一部開示決定に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2

2111	情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務	平成29年6月27日建情第548号による一部開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について(平成29年度建情第744号)	文書23	建情第548号による一部開示決定に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
2112	建築相談に係る事務	建築計画概要書(第1旭特定番号)	文書29	建築計画概要書(第1旭特定番号)	全部開示	別表3
2113	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2114	建築相談に係る事務	平成20年10月10日情報課へ旭土木事務所所属(Z)が持参した文書一式(写真及びX宅の建築概要書も含む)の開示	文書112	旭土木事務所が平成20年10月10日に、情報相談課へ持参した文書一式	非開示	別表4
2115	建築相談に係る事務	平成20年10月10日旭土木事務所所属(Z)が持参した文書に合わせ、情報課所属(P)が平成20年10月10日に作成したと開示の平成20年12月2日付文書と相談票・引継票以外に作成した文書一式の開示。	文書113	平成20年10月10日旭土木事務所が持参した文書に合わせ、情報相談課が相談票・引継票以外に作成した文書一式	非開示	別表4
2116	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2117	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2118	情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務	平成28年4月28日建建情第147号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について(平成28年度建建情第230号)	文書22	建建情第147号による非開示決定に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
2119	情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務	平成28年4月28日建建安第78号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について(平成28年度建建安第189号)	文書21	建建安第78号による非開示決定に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
2120	建築相談に係る事務	平成20年10月21日に旭区白根戊地を撮影した写真の電子データ	文書114	現地調査を行った際に、現地の状況を撮影したときのデータ	非開示	別表4
2121	建築相談に係る事務	平成20年10月21日に旭区白根戊地を撮影した写真のデータ	文書115	現地調査を行った際に、現地の状況を撮影したときのデータ	非開示	別表4

2122	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2123	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」の平成29年9月27日送着によると、「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ②(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真②(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付文書及び同③(H22、12、10・文書)文書。	文書116	平成24年2月28日に開示した写真	非開示	別表4
2123	建築相談に係る事務	平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」の平成29年9月27日送着によると、「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ②(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真②(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付文書及び同③(H22、12、10・文書)文書。	文書117	平成22年12月10日付の審査請求人にかかる文書一式	非開示	別表4
2124	建築相談に係る事務	建築計画概要書(第1旭特定番号)	文書29	建築計画概要書(第1旭特定番号)	全部開示	別表3
2125	情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務	平成28年4月28日建建安第78号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について(平成28年度建建安第189号)	文書21	建建安第78号による非開示決定に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
2126	情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務	平成28年4月28日建建情第147号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について(平成28年度建建情第230号)	文書22	建建情第147号による非開示決定に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
2127	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2128	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2129	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2

2130	行政文書及び保有個人情報 の開示請求に係る事務	横情審第624号平成29年8月25日付)答申書に「平成20年10月21日に現地写真を写した。」「・・・写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22、12、10・H20、10、21撮影)は現地調査の際に記録として撮影したものである。と記載がある。①「・・・写真は平成24年2月28日付にて開示写真・・・。②(H22、12、10・・・との記載に係る文書の開示。	文書118	平成24年2月28日に開示した写真	非開示	別表4
2130	建築相談に係る事務	横情審第624号平成29年8月25日付)答申書に「平成20年10月21日に現地写真を写した。」「・・・写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22、12、10・H20、10、21撮影)は現地調査の際に記録として撮影したものである。と記載がある。①「・・・写真は平成24年2月28日付にて開示写真・・・。②(H22、12、10・・・との記載に係る文書の開示。	文書119	平成22年12月10日付の審査請求人にかかる文書一式	非開示	別表4
2131	建築相談に係る事務	平成20年10月10日情報課へ旭土木事務所所属(Z)が持参し、10月22日に審査課が引き継いだA4用紙19枚の開示。	文書120	旭土木事務所が平成20年10月10日に情報相談課へ持参した文書一式	非開示	別表4
2132	建築相談に係る事務	平成20年10月10日旭土木事務所所属(Z)が持参した文書に合わせ、情報課所属(P)が平成20年10月10日に作成したと開示されている平成20年12月2日付文書と相談票・引継票以外に作成した文書一式の開示。	文書121	旭土木事務所が平成20年10月10日に情報相談課へ持参した文書に合わせ、相談票・引継票以外に作成した文書一式	非開示	別表4
2133	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2134	建築相談に係る事務	4項、平成29年10月17日付等、A建築局建築指導部情報相談課長殿には文書を多数頂いていることについて開示請求をさせて頂く。建情第1184号を承認しているが、平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」(平成29年9月27日)について「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22.12.10・・・H20.10.21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである。(H22.1210・・・)と、年月日などを偽造した「審査文書」の開示。	文書122	年月日等を偽造した「審査文書」	非開示	別表4
2135	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2136	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2

2137	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年10月2日付で提出された開示請求書	文書10	平成29年10月2日付で提出された開示請求書	一部開示	別表2
2138	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年10月2日付開示請求に対する一部開示決定及び非開示決定について(平成29年度建情第1184号)	文書12	建情第1184号による一部開示決定及び非開示決定の決裁文書	一部開示	別表2
2139	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年10月23日付開示請求に対する非開示決定について(平成29年度建情第1294号)	文書13	建情第1294号による非開示決定の決裁文書	一部開示	別表2
2140	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年10月23日付開示請求に対する一部開示決定について(平成29年度第1295号)	文書14	建情第1295号による一部開示決定の決裁文書	一部開示	別表2
2141	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年10月23日付開示請求に対する一部開示決定について(平成29年度建情第1296号)	文書15	建情第1296号による一部開示決定の決裁文書	一部開示	別表2
2142	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年10月23日付開示請求に対する非開示決定について(平成29年度建情第1297号)	文書16	建情第1297号による非開示決定の決裁文書	一部開示	別表2
2143	建築相談に係る事務	建築局長①7コマの写真絵を平成20年10月21日に写した写真データから作成し、平成20年10月24日違反勧告されたそうだが、紙に写したと言われる物置を壊した空地を道路だと写した写真絵中の㊸番と付され、道路でもない県有地から写した写真絵の開示。	文書123	平成20年10月21日に撮影された写真のうち、㊸番と付された写真	非開示	別表4
2144	建築相談に係る事務	建築局長②7コマの写真絵を平成20年10月21日に写した写真データから作成したそうだが、紙に写したと言われる6コマの写真絵が、日付を遡った平成20年10月10日に作成出来たのか不承知だが、写真絵中の7コマ目に付された写真絵の開示。	文書124	平成20年10月21日に撮影された写真のうち、7枚目の写真	非開示	別表4
2145	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年10月23日付開示請求に対する非開示決定について(平成29年度建情第1294号)	文書13	建情第1294号による非開示決定の決裁文書	一部開示	別表2
2146	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年10月23日付開示請求に対する一部開示決定について(平成29年度建情第1295号)	文書14	建情第1295号による一部開示決定の決裁文書	一部開示	別表2

2147	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年10月23日付開示請求に対する一部開示決定について(平成29年度建情第1296号)	文書15	建情第1296号による一部開示決定の決裁文書	一部開示	別表2
2148	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成29年10月23日付開示請求に対する非開示決定について(平成29年度建情第1297号)	文書16	建情第1297号による非開示決定の決裁文書	一部開示	別表2
2149	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2150	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2151	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	違反対策課D課長による建築局、道路局、環境局合同の開示の席で、情報課H・Iが建築道路課において謝罪した際に提出した調査をしていないからと閲覧の有った非開示通知書の開示を求める。情報課。	文書125	平成24年度及び平成25年度の開示請求に係る行政文書	非開示	別表4
2152	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	①「1旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。」に対し、『該当する写真は撮影した事実も無く、存在していないため、と非開示決定した文書の閲覧』。	文書126	旭区白根甲地に関して、「該当する写真は撮影した事実も無く、存在していないため」という理由で非開示決定した文書	非開示	別表4
2152	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	②「其の後、建築相談に係る現地調査事務について、横浜市では市民から建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課(当時、現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。)で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影した調査資料も作成したと不開示している文書写しの開示」	文書127	旭区白根甲地に関して、「資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影した調査資料も作成した」として開示していない文書	非開示	別表4
2152	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	⑥平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。)第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表(以下「文書分類表」という。)により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び開発に関する相談関係書類(1年)」としている。とのことであるが、平成20年11月5日に無いと開示されなかったことに関係する資料の写しの開示。』	文書128	旭区白根甲地に関して、平成20年11月5日に無いとして開示されなかったことに関係する資料	非開示	別表4

2152	建築相談に係る事務	⑧「写真データの印刷日時及び撮影時刻が分かる文書の写しの開示」。	文書129	文書1のうちの写真について、写真データの印刷日時及び撮影時刻が記載された文書	非開示	別表4
2152	建築相談に係る事務	⑨「写真データの消去日時の開示」	文書130	文書1のうちの写真について、写真データの消去日時が記載された文書	非開示	別表4
2152	情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務	⑬「実施機関は、規則等で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定められている。このため、規則では、実施機関における行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄等について規定されており、一般の閲覧に供されている。との文書の閲覧」	文書131	横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1406号から第1424号まで(平成29年8月25日)	非開示	別表4
2152	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	⑳「審査請求人が求める「条例に適用していると言根拠文書」について、審査請求人が一般の閲覧に供している同規則を請求しているのか、根拠となる個別文書を請求しているのか判然としない部分はあるが、仮に前者とした場合は、規則第13条第1項及び第2項において保存期間が1年未満の行政文書の廃棄について規定がされており、当該規則は、一般の閲覧に供する文書である。そのため、条例第17条第3項により、市立図書館その他これに類する市の施設において閲覧等ができる文書に本条例は適用せず、開示請求の対象とは解されない。また、後者とした場合は、前述のとおり、「事務処理上不要になった時点で廃棄を行うものとする」という当該規則に基づく事務取扱であり、個別文書による事務決裁処理は行っていないため当該文書について、作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。と有るが、それでは何故、「平成20年11月5日に存在していない」と不開示との整合性が判る文書の写しの開示」。	文書132	旭区白根甲地に関して、「平成20年11月5日に存在していない」と不開示としたこととの整合性が判る文書	非開示	別表4
2152	建築相談に係る事務	㉑「審査請求人は実施機関から具体的な日時と引き継いだという内容を含む文書回答があったと主張しており、当審査会においても、本件写真データを含む引継文書である本件建築相談票を見分した。見分の結果、用途地域等を記載した資料等において、具体的な日時の記載を確認したが、審査請求人が示した年月日及び日時と一致する記載は見受けられなかった。と有るが、審査請求人に示した年月日及び日時記載の決裁文書の写しの開示」	文書133	審査請求人に示した日時が記載された文書の決裁文書	非開示	別表4
2152	建築相談に係る事務	㉒「弁明書(建建情第230号)1及び2(2)項関連。紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答書の開示」。	文書134	建建審第113号による回答書	非開示	別表4
2152	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	1旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真の一切。と記載し、平成24年6月15日付の開示請求書に対する決定通知書の写しの開示。	文書135	旭区白根甲地に関する平成24年6月15日付の開示請求書に対する決定通知書	非開示	別表4

2153	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2154	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2155	情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務	(1)平成28年5月2日付審査請求に対する弁明書(平成28年度建建情第230号)(2)平成28年12月9日付審査請求に対する弁明書(平成28年度建建情第1163号)	文書20	平成28年度建建情第230号と平成28年度建建情第1163号の弁明書	一部開示	別表2
2156	情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求に係る事務	平成28年7月25日建建情第446号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について(平成28年度建建情第909号)	文書24	建建情第446号による非開示決定に対する審査請求に係る決裁文書	一部開示	別表2
2157	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成30年1月9日付開示請求に対する一部開示決定通知書(平成30年度建情第1715号)	文書18	平成30年1月9日付開示請求に対する一部開示決定通知書	一部開示	別表2
2158	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	平成30年1月26日付開示請求に対する存否応答拒否条項適用報告書(平成30年度建情第1999号)	文書19	横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長めて報告した、平成30年1月26日付開示請求に対する存否応答拒否条項適用報告書	一部開示	別表2
2159	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2160	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの案内図	文書30	文書1のうちの案内図	全部開示	別表3
2161	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2162	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの全部事項証明書	文書3	文書1のうちの全部事項証明書	一部開示	別表2
2163	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの建築基準法道路種別	文書4	文書1のうちの建築基準法道路種別	一部開示	別表2

2164	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの道路台帳平面図	文書5	文書1のうちの道路台帳平面図	一部開示	別表2
2165	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの用途地域等	文書6	文書1のうちの用途地域等	一部開示	別表2
2166	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの認定路線図	文書7	文書1のうちの認定路線図	一部開示	別表2
2167	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの建築計画概要書(平成17年11月22日確認済証交付分)	文書8	文書1のうちの建築計画概要書(平成17年11月22日確認済証交付分)	一部開示	別表2
2168	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2169	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2170	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2171	建築相談に係る事務	お問い合わせに係る行政文書の内訳について(平成30年6月18日建情498号) (「② 同日に写した写真等を平成20年10月22日に、(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)へ手渡した文書の内訳(平成20年10月21日に調査日、撮影日、枚数、文書の名称、文書取得日)を記載した文書を郵送により開示。」のうち、「枚数」及び「文書の名称」)	文書26	審査請求人からの問い合わせについて実施機関が回答した文書(文書1の文書名、内訳、枚数を記載したもの)	一部開示	別表2
2172	建築相談に係る事務	「② 同日に写した写真等を平成20年10月22日に、(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)へ手渡した文書の内訳(平成20年10月21日に調査日、撮影日、枚数、文書の名称、文書取得日)を記載した文書を郵送により開示。」のうち、「調査日」、「撮影日」及び「文書取得日」	文書136	建築相談票・引継票の内訳で、調査日、撮影日及び文書取得日が記載された文書	非開示	別表4

2173	行政文書及び保有個人情報 の開示請求に係る事務	① 平成20年10月21日建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課所属Qが旭区白根戊地の現地調査をし写真も写したとの文書が全く開示されたことが無い。開示されない理由の論拠及び根拠の開示	文書137	文書1が開示されない理由の論拠及び根拠が記載された文書	非開示	別表4
2174	行政文書及び保有個人情報 の開示請求に係る事務	A建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成18年8月23日、同局違反対策課あてに陳情された案件について、①同課、W課長から回送電話を受け、Cの陳情を受け付け文書化した。文書化された文書は「審査課K、Y」及び「相談課U」より開示されたが、②同陳情に対し、Aが平成18年9月12日に審査課Bに調査をさせ「違反行為は無い」と報告を受けた文書を探し一緒に開示すると保留保管になっている①②文書。Aに限る。敬称略	文書138	平成18年8月23日に建築局違反対策課あてに陳情された案件に関する文書のうち、開示をす るとして保留保管になっている文書	非開示	別表4
2175	建築相談に係る事務	平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。とA建築局建築指導部情報相談課長が(建情第498号・平成30年6月18日付)送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載がない。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で、まずは「住宅地図・1枚・取得年月日の写しの開示」	文書139	文書1のうち、取得年月日の記載された住宅地図・1枚	非開示	別表4
2176	建築相談に係る事務	平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。とA建築局建築指導部情報相談課長が(建情第498号・平成30年6月18日付)送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載がない。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、まずは「公図・2枚・取得年月日の写しの開示」	文書140	文書1のうち、取得年月日の記載された公図・2枚	非開示	別表4
2177	建築相談に係る事務	平成30年6月4日にお問い合わせのあった・・・保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。とA建築局建築指導部情報相談課長が(建情第498号・平成30年6月18日付)送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載がない。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で、「建築計画概要書・8枚・取得年月日の写しの開示」(建情第498号(平成30年6月18日付)に記載した建築計画概要書・8枚のうち「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの建築計画概要書(平成17年11月22日確認済書交付分)」を除く)	文書141	文書1のうち、取得年月日の記載された建築計画概要書(平成17年11月22日確認済書交付分を除く)	非開示	別表4
2178	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2179	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2

2180	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2181	行政文書及び保有個人情報 の開示請求に係る事務	③ 情報課が開示を請求され、情報課は審査課に渡したから、紙に印刷した写真絵は無いと言い、N課長が、T道路課長の立会の元、審査課から借りてきたと開示した紙に印刷した写真絵の開示。	文書142	平成23年度の開示請求に係る文書のうち、審査課から借りてきたと開示した紙に印刷した写真	非開示	別表4
2182	建築相談に係る事務	① 旭土木事務所所属Zが平成20年10月10日の電柱移設工事が8時15分に中止になった。直後の平成20年10月10日午前9時20分に、情報課に持ち込んだ紙に印刷した写真絵の開示。(旭土木事務所所属Zが持ち込んだ紙に印刷した写真絵の写真は、旭土木事務所が既にCDにて開示をしている。)	文書143	旭土木事務所職員が平成20年10月10日に情報相談課に持ち込んだ紙に印刷した写真	非開示	別表4
2183	建築相談に係る事務	④ 情報課が、20.10.21と印字の無かった紙に印刷した写真絵の枠外に20.10.21と印字し直した紙に印刷した写真絵の開示。	文書144	文書1のうちの写真で、20.10.21と印字の無かった紙に印刷した写真絵の枠外に20.10.21と印字し直した紙に印刷した写真絵	非開示	別表4
2184	建築相談に係る事務	⑤情報課が、20.10.21と印字する前と印字後、紙に印刷した写真絵双方の開示。	文書145	文書1のうちの写真で、20.10.21と印字する前の写真絵及び20.10.21と印字後に紙に印刷した写真絵	非開示	別表4
2185	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2
2186	建築相談に係る事務	建築相談票(平成18年8月23日)(①平成18年8月23日シェルビル内で違反對策課からの転送電話を受け作成した文書の開示。)	文書27	平成18年8月23日に旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2186	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	文書1	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書	一部開示	別表2
2186	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	文書2	文書1のうちの写真	一部開示	別表2

2187	建築相談に係る事務	②其の文書(平成18年8月23日に受けた)内容に基づきB職員に調査を指示した文書の開示。	文書146	平成18年8月23日に旭区白根の建築物について相談を受けた際にB職員に調査を指示した文書	非開示	別表4
2187	建築相談に係る事務	③同案件を、審査課B職員が平成18年9月12日に調査し、「違反は無かった」と、Aに提出したA4文書の開示。	文書147	平成18年9月12日に旭区白根の建築物について調査し、「違反は無かった」と、Aに提出した文書	非開示	別表4
2187	建築相談に係る事務	④平成18年9月12日に調査結果をCに電話回答した際の応答文書の開示。	文書148	平成18年9月12日の調査結果をCに電話回答した際の応答について記載した文書	非開示	別表4
2187	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	⑥平成29年10月17日付で、A建築局建築指導部情報相談課長が承認済とした。建情1184号、「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真について」と、A殿は建築局建築審査係長時(平成21年4月1日付人事異動で施設整備課課長補佐担当係長(計画担当)へ異動するまで在籍していた)に請求者との対話において、情報相談課QからFは写真を受領しなかったことを承知していたにも関わらず、現情報相談課長となった今は、「写したことにした処分決定通知書を承認済」としているが、一度も開示されたことが無い、『写した。調査をした。』などは虚言だから未開示は当然である。A情報相談課長の言質と事実に整合性があると開示請求者に判断できる根拠、理由、見解による相当の文書の開示」。	文書149	文書2について、一度も開示されたことが無い旨を前提とした、Aの言質と事実に整合性があると開示請求者に判断できる根拠、理由、見解による相当の文書	非開示	別表4
2187	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	⑦A情報相談課長は開示したが時間切れで他の保管することになった文書と合わせて開示することになった。保管することを請求者が承知した保管した公文書を「…担当課において作成したか不明で有り、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できないため」では済まされない。あくまでも開示を求める。他の保管中の文書も「作成したか不明で有り、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できないため」と理由づけているが、出鱈目すぎないか。両文書の開示請求。	文書150	保管することを請求者が承知した公文書	非開示	別表4
2187	建築相談に係る事務	⑭A建築局建築指導部情報相談課長は、平成29年10月17日付・建情第1184号を承認しているが、平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」(平成29年9月27日)では「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22.12.10・H20.10.21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである。更に(H22.12.10・)と、年月日等を偽造記載した「審査文書」などと誤魔化した文書は開示されていないが、其の文書の開示。	文書151	年月日等を偽造記載した審査文書	非開示	別表4
2187	行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務	⑮平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」されて、平成29年9月27日送着文書の『平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータは、すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真。との文書に係る事項、事象の文書の開示』。	文書152	平成24年2月28日に開示した写真に係る文書	非開示	別表4

2187	建築相談に係る事務	『⑩⑪項に関するデータも写真も写真絵も一度も開示されていないが、 「(H22.12.10・・・H20.10.21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである… と通知書の送付があった。『平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写 真。平成20年10月10日に旭区白根特定番地を撮影した写真。双方の年月日記載の文 書及びデータの開示』。⑰相談課と前審査課に「上述⑩項に記載された日時の写真 文書に対し閲覧と視聴を開示請求する」。⑱⑲項記載した閲覧と視聴完了後、CDに よる写しの交付を求める。』のうち、『平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮 影した写真』についてのデータ』	文書153	平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影 した写真のデータ	非開示	別表4
2187	建築相談に係る事務	『⑩⑪項に関するデータも写真も写真絵も一度も開示されていないが、 「(H22.12.10・・・H20.10.21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである… と通知書の送付があった。『平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写 真。平成20年10月10日に旭区白根特定番地を撮影した写真。双方の年月日記載の文 書及びデータの開示』。⑰相談課と前審査課に「上述⑩項に記載された日時の写真 文書に対し閲覧と視聴を開示請求する」。⑱⑲項記載した閲覧と視聴完了後、CDに よる写しの交付を求める。』のうち、『平成20年10月10日に旭区白根特定番地を撮 影した写真』についての年月日記載の文書及びデータ』	文書154	平成20年10月10日に撮影した写真について、 年月日記載の文書及びデータ	非開示	別表4

別表2 一部開示決定をした案件

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
1	2087	横浜市長は、建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課）が建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）へ旭区白根戊地に関する資料を平成20年10月22日14:10分に39通の文書を引き渡したと虚言を言われている。安全課が黒塗りして開示されたので受け取りを拒否させていただいた。安全課へ渡した各文書名と文書ごとの通数計39通を一表にし開示のこと。	28.11.11	一部開示	29.1.6	平成24年7月5日付の御照会文書について（回答）	審査請求に係る処分を取り消し、原議全部（紙に印刷した写真で無く）を開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、建築確認番号	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
2	2096	実施機関林文字横浜市長（建建安第189号）弁明書、2項非開示とした理由 (3)項にて、建築安全課では『平成20年10月21日に写した写真は、22日14:10分に建築情報課より、旭区白根戊地に関する建築相談票・引継票と資料を引き継いだ際に写真も含まれていました』と弁明の写真の開示及び紙に印刷したと弁明の印刷された絵、双方の文書一式写しの交付。（注意）実施機関は、平成20年10月10日旭土木事務所Zが持参した印刷絵を平成20年10月21日に写した写真だ。と多数回虚偽開示されたが『写真も含まれていました』と弁明された。平成20年10月21	29.3.13	一部開示	29.3.31	建築相談票・引継書（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）	請求とは異なる標題にした上で、実施機関が平成29年3月13日付で行った一部開示決定及び非開示決定の処分を取り消し、請求通りの正規文書に基づいた開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

		日の撮影写真の開示請求である。					
3	2097	<p>建建情第 1158 号平成 29 年 1 月 13 日弁明書では、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）弁明書の第 1 項（2）市民からの建築相談に係る業務について、「本市では、市民から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備について調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課へ提供し、相談案件を引き継ぎます。現地調査の際に撮影した写真「平成 20 年 10 月 21 日写した」の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存していると弁明の保存した写真文書の写し。</p>	29. 3. 13	一部開示	29. 3. 31	建築相談票・引継書（建築局情報相談課管理番号 20・旭・16）における添付写真写し（平成 20 年 10 月 21 日撮影）	請求No. 2 の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号			写真上の車のナンバープレート
4	2098	<p>建建情第 1158 号平成 29 年 1 月 13 日弁明書では、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）弁明書の第 1 項（2）、市民からの建築相談に係る業務について、「本市では、市民から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備について建築相談を、平成 20 年 10 月 10 日旭土木事務所乙から受け、建築局建築指導部建築情報課で資料調査及び現地調査を行</p>	29. 3. 13	一部開示	29. 3. 31	建築相談票・引継書（建築局情報相談課管理番号 20・旭・16）における添付写真写し（平成 20 年 10 月 21 日撮影）	請求No. 2 の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。

		い、現場で写真を撮影し、それらの調査結果をもとに、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をし写した写真を紙に印刷した絵の写し。(注意、実施機関が平成20年10月10日旭土木事務所Zが持参した印刷絵を平成20年10月21日に写した写真だと多数開示され偽造と指摘した写真を除く)		情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	請求No.2の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
5	2099	平成20年10月21日に写した写真は行政文書として保存期間は1年で運用していましたが、平成24年度からは横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)により、「建築及び開発に関する相談関係資料(3年)」としています。なお、写真の電磁記録については、紙面に印刷した後は不要となるため、消去しています。紙面で作成した報告資料の保存期間について、本来であれば「建築及び開発に関する相談関係資料(3年)」に該当し、3年保存すべき行政文書であったところを、実際には軽易な行政文書として1年保存した後に廃棄する運用といていたと審査会に回答した写真、印刷絵、運用規則写し	29.3.13	一部開示	29.3.31	建築相談票・引継書(建築局情報相談課管理番号20・旭・16)における添付写真写し(平成20年10月21日撮影)	請求No.2の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	請求No.2の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
6	2103	横浜市長は平成28年7月1日期日の弁明書(建建安第189号)2項非開示とした理由(3)項で、建築安全課(平成	29.4.13	一部開示	29.5.17	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうち写真	実施機関に対し写真を特定した上で請求しているにも関わらず、実施機関は「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)」及び

		20年当時は建築審査課)では、『平成20年10月22日に建築情報課より旭区白根戊地に関する写真と資料を、10月22日に引き継ぎしたと言われるが虚偽写真の開示ばかりで正当写真の開示がない。○写真は建建審第374号で平成22年12月7日に開示したと弁明がある。					「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真」と謳って印刷絵に年月日を偽造印字した上で、請求していない建建情第114号「平成22年 建建審第374号による個人情報一部開示決定通知書の写し」などと捏造した文書と共に、平成29年4月13日付で行った一部開示決定の処分を取り消し、請求に基づいた写真文書の開示を求める。
			情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート		非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。
7	2104	○平成20年10月21日に写した写真写しの開示。建建審第113号(建築審査課)の文書に、建築情報課より旭区白根戊地に関する平成20年10月21日に写した写真を引継ぎしたことを前任者に確認したとある。	29.4.13	一部開示	29.5.17	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうち写真	請求No.6の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
			情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート		請求No.6の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
8	2105	建建審第318号にて、平成20年10月22日に引き継ぎ模様等について発出した各文書①建建審第269、318、366、374、507号文書。②建築安全課(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)は『平成20年10月23日にを、22日と読み替えるが、建築情報課(情報相談課)より旭区白根戊地に関する資料を引き継ぎしたと平成28年市長弁明書(建建安第189号)にも記載がある。	29.4.13	一部開示	29.5.17	平成22年建建審第374号による個人情報一部開示決定通知書の写し	実施機関に対し写真を特定した上で請求しているにもかかわらず、実施機関は「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)」及び「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真」と謳って印刷絵に年月日を偽造印字した上で、請求していない建建情第114号「平成22年 建建審第374号による個人情報一部開示決定通知書の写し」などと捏造した文書と共に、平成29年4月13日付で行った一部開示決定の処分を取り消し、請求に基づいた写真文書の開示を求める。

				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
9	2107	平成20年10月24日付まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を送付するに当たり実施機関横浜市長林文子が調査し、違反があったから出したと弁明があった。「違反部位の調査資料写しの開示	29.6.5	一部開示	29.7.4	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）	請求外の実施機関が平成29年6月5日付で、偽造し異なる文書を標題にした上で、行った一部開示決定の処分を取り消し、請求書記載通り調査をされたと弁明されている文書に基づいた開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号、公図	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
10	2108	市内旭区白根甲地他に対し、横浜市長林文子職名により平成20年10月24日付で文書を頂いている。調査したとの内容になっている。道路課と現安全課が当時調査した資料及び発出した経伺	29.6.27	一部開示	29.8.4	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）	実施機関が偽造した文書を更に偽造した標題にて行った一部開示決定及び非開示決定の処分を取り消し、審査請求人が特定した文書名、枚数等詳細に特定した上で請求した行政文書の開示を求める。

		方文書双方の写しの開示。		情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号、公図	請求No.9の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
11	2109	建築局 貴所属は開示請求者に建情第548号（平成29年6月27日）により、請求者が特定した文書を開示せずに、「建築相談票・建築引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定をしているが、決定するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。…（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）	29. 8. 31	一部開示	29. 10. 12	平成29年6月19日付開示請求に対する一部開示決定について（平成29年度建情第548号）	偽造した文書を標題にて行った一部開示決定の処分を取り消し、特定した上で請求している行政文書の一部開示決定による開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

						登記簿上の家屋番号、公図	
12	2110	<p>建築局 貴所属は開示請求者に建情第548号（平成29年6月27日）により請求者特定した文書を開示せずに、「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定をしたことに対し審査請求を受け、『横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ、建情第744号・平成29年8月4日付で諮問した。諮問するにあたり、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）</p>	29. 8. 31	一部開示	29. 10. 12	平成29年6月27日建情第548号による一部開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について（平成29年度建情第744号）	偽造した文書を標題にて行った一部開示決定の処分を取り消し、特定した上で請求している行政文書の一部開示決定による開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、審査請求書	非開示とした部分のうち、個人の名前は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、審査請求書は、個人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから本号本文に該当し、その全体を非開示とした。なお、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
13	2111	<p>建築局 貴所属は開示請求者に請求者が特定した文書を開示せずに、建情第548号（平成29年6月27日）により「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定をした。請求者から審査請求を受け、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、『審査請求人へ弁明した。弁明するに際し、起案立案し、経伺回議稟議し決裁した裁決文書の閲覧開示。』（閲覧</p>	29. 8. 31	一部開示	29. 10. 12	平成29年6月27日建情第548号による一部開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について（平成29年度建情第744号）	請求No.12の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、審査請求書	請求No.12の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。

		後、必要により写しを希望する場合がある。)					
14	2113	①平成20年10月10日情報課へ旭土木事務所所属（Z）が持参した文書一式（写真）及びX宅の建築概要書も含。）の開示。②平成20年10月10日旭土木事務所所属（Z）が持参した文書に合わせ、情報課所属（Q）が平成20年10月10日に作成したと開示の平成20年12月2日付文書と相談票・引継票以外に作成した文書一式の開示。③平成20年10月21日に調査し写真も写し、平成20年10月22日、13時10分とも14時10分とも言われる時間に、「当時の審査課へ引き継いだ文書一式の開示。」	29.9.15	一部開示	29.10.25	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）	審査請求に係る処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号、公図	請求No.9の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
15	2116	①情報課所属（Q）が平成20年10月21日に写したと、横情審の本人聴取に対し、現場を調査し写したと弁じている。「平成20年10月21日に写した写真の開示」②当時N課長は、道路課長T課長が立ち会った開示の席で写真は無いから審査課から借りてきた。旭土木事務所が持参した平成20年6月時の写真を、10月21日に写した写真だと開示した。電子データは紙に印刷した後、1年保管し廃棄する。と規則化され廃棄しているから無い。紙に印刷し	29.9.15	一部開示	29.10.25	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうち写真	審査請求に係る処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

		た印刷絵は廃棄していないから存在している筈。本書にて「平成 20 年 10 月 21 日に撮影し紙に印刷した写真の開示請求。」					
16	2117	横情審第 624 号平成 29 年 8 月 25 日付) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申書に虚偽記載がある。建築局所属は旭区役所建築課 L・J が確認し新築した家屋に対し、「平成 20 年 10 月 21 日に現地写真を写した」と 6 月の写真絵を基に違反勧告をした。21 日に写さないから一度も開示したことがないにも関わらず、「・写真は平成 24 年 2 月 28 日付にて開示写真 (H22、12、10・H20、10、21 撮影) は現地調査の際に記録として撮影したものである…との通知書の送付が本書請求人に有ったから、開示請求をしている。『現地写真を平成 20 年 10 月 21 日に写したという写真及びデータの開示請求』	29. 9. 15	一部開示	29. 10. 25	建築相談票・引継票 (平成 20 年 10 月 10 日) のうち写真	請求No.15 の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		写真上の車のナンバープレート	請求No.15 の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
17	2118	横情審第 624 号平成 29 年 8 月 25 日付) 送付来答申書に「…写真は平成 24 年 2 月 28 日付にて開示写真 (H22、12、10・H21、10、21 撮影) は現場調査の際に記録として撮影したものである…と通知書の送付が有ったから、審査請求しているにも関わらず、意味不明の記載や諮問、或いは弁明回答を横情審あてにされた上での妥当では心	29. 9. 15	一部開示	29. 10. 25	平成 28 年 4 月 28 日建建情第 147 号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について (平成 28 年度建建情第 230 号)	審査請求に係る処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の名前、審査請求書	非開示とした部分のうち、個人の名前は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるもので

		外。諮問するに際し、起案し、経伺し、決裁した決裁文書の閲覧開示。』・ (閲覧後、必要により写しを希望する。)					あるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、審査請求書は、個人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから本号本文に該当し、その全体を非開示とした。なお、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
18	2119	横情審第624号平成29年8月25日付)送付来答申書に「…写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22、12、10・H21、10、21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである…と通知書の送付があったから、審査請求しているにも関わらず、意味不明の記載や諮問、或いは弁明回答を横情審あてにされた上での妥当では心外。諮問するに際し、起案し、経伺し、決裁した決裁文書の閲覧開示。』・ (閲覧後、必要により写しを希望する。)	29.9.15	一部開示	29.10.25	平成28年4月28日建建安第78号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について(平成28年度建建安第189号)	審査請求に係る処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、電話番号、審査請求書	非開示とした部分のうち、個人の名前、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、審査請求書は、個人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから本号本文に該当し、その全体を非開示とした。なお、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
19	2122	平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」の平成29年9月27日送着に	29.10.16	一部開示	29.11.20	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	審査請求に係る処分を取り消し、請求文書を開示するよう求める。

		よると、「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ②（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真②（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付文書及び同③（H22.12.10・文書・同④H20.10.21撮影）文書。②③④文書の開示。⑤相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し開示が無い各項再請求す。		情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
20	2125	横情審第624号平成29年8月25日付) 答申書に「・・・写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22、12、10・H20、10、21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付が有る。①『横情審あてに諮問する際に、起案、経伺、決裁した決裁文書の閲覧』（閲覧後、必要により写しを希望する。）『建築指導課旧審査課に限る』	29.10.3	一部開示	29.11.24	平成28年4月28日建建安第78号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について（平成28年度建建安第189号）	審査請求に係る処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、電話番号、審査請求書	非開示とした部分のうち、個人の名前、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、審査請求書は、個人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから本号本文に該当し、その全体を非開示とした。なお、非開示とした部分は、本号ただし書アからウま

							でのいずれにも該当しない。
21	2126	横情案第 624 号平成 29 年 8 月 25 日付) 答申書に「・・・写真は平成 24 年 2 月 28 日付にて開示写真 (H22、12、10・H20、10、21 撮影) は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付が有る。①『横情審あてに諮問する際に、起案、経伺、決裁した決裁文書の閲覧』(閲覧後、必要により写しを希望する。)'『建築指導課旧審査課に限る」	29. 10. 3	一部開示	29. 11. 24	平成 28 年 4 月 28 日建建情第 147 号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について (平成 28 年度建建情第 230 号)	審査請求に係る処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の名前、審査請求書	非開示とした部分のうち、個人の名前は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、審査請求書は、個人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであり、公にすることにより、審査請求等の詳細な内容が明らかとなり審査請求人の権利利益が害されるおそれがあることから本号本文に該当し、その全体を非開示とした。なお、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
22	2127	横情審第 624 号平成 29 年 8 月 25 日付) 答申書に「平成 20 年 10 月 21 日に現地写真を写した。」「・・・写真は平成 24 年 2 月 28 日付にて開示写真 (H22、12、10・H20、10、21 撮影) は現場調査の際に記録として撮影したものである。と記載がある。①「・・・写真は平成 24 年 2 月 28 日付にて開示写真・・・。② (H22、12、10・・・との記載に係る文書の開示。③・H20、10、	29. 10. 3	一部開示	29. 11. 24	建築相談票・引継票 (平成 20 年 10 月 10 日) のうちの写真	審査請求に係る処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

		21 撮影)。(閲覧後、必要により写しを希望する。) 「旧審査課に限る」。					
23	2128	<p>① 「平成 20 年 10 月 21 日に調査し写真も写し、平成 20 年 10 月 22 日、13 時 10 分とも 14 時 10 分とも言われる時間に、当時の審査課へ引き継いだ文書一式の開示」</p> <p>② 所属 (P) が、横情審の本人聴取に対し、平成 20 年 10 月 21 日に現場を調査し写したと弁じた「平成 20 年 10 月 21 日に調査資料と写した写真の開示」 「情報課に限る。」</p>	29. 10. 3	一部開示	29. 11. 24	建築相談票・引継票 (平成 20 年 10 月 10 日) のうちの写真	請求No.22 の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		写真上の車のナンバープレート	請求No.22 の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
24	2129	<p>① 「平成 20 年 10 月 21 日に調査し写真も写し、平成 20 年 10 月 22 日、13 時 10 分とも 14 時 10 分とも言われる時間に、当時の審査課へ引き継いだ文書一式の開示」</p> <p>② 所属 (P) が、横情審の本人聴取に対し、平成 20 年 10 月 21 日に現場を調査し写したと弁じた「平成 20 年 10 月 21 日に調査資料と写した写真の開示」 「情報課に限る。」</p>	29. 10. 3	一部開示	29. 11. 24	建築相談票・引継票 (平成 20 年 10 月 10 日)	審査請求に係る処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		<p>個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号、公図</p>	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
25	2133	2 項、平成 29 年 10 月 17 日付等、A 建築局建築指導部建築情報相談課長殿に	29. 11. 1	一部開示	29. 12. 27	建築相談票・引継票 (平成 20 年 10 月 10 日)	実施機関が行政文書を勝手に変えた上で行った。建情第 1295 号 (平成 29 年 11 月 1 日

		は文書を多数頂き、虚言文書を承認済とし社会に送り出していることについて開示請求をさせて頂く。①平成20年10月22日に建築相談課から受け取った全資料『16枚の開示』。②・平成20年10月24日に同上①の案件文書に対し決裁し承認済とした『33枚の文書』。③建情第1183号、平成20年10月21日に旭区白根戊地を撮影した写真の電子データは紙面に印刷した後は不要になるため消去したとある『紙面に印刷したものの開示』。及び④①②③項について『F起案、A承認済、a承認済にて決裁した裁決文書』の開示		情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号、公図	付)にかかると一部開示決定の処分の取り消しを求める。 非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
26	2135	2項、平成29年10月17日付等、A建築局建築指導部建築情報相談課長殿には文書を多数頂き、虚言文書を承認済とし社会に送り出していることについて開示請求をさせて頂く。①平成20年10月22日に建築相談課から受け取った全資料『16枚の開示』。②・平成20年10月24日に同上①の案件文書に対し決裁し承認済とした『33枚の文書』。③建情第1183号、平成20年10月21日に旭区白根戊地を撮影した写真の電子データは紙面に印刷した後は不要になるため消去したとある『紙面に印刷したものの開示』。及び④①②③項について『F起案、A承認済、a承認済にて決裁	29.11.1	一部開示	29.12.27	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真 写真上の車のナンバープレート	実施機関は、一部開示決定通知書4項「非開示とする部分の概要」欄に「写真上の車のナンバープレート（2号）」などと黒塗りしたことにより、平成20年10月21日に写したとの虚言を隠蔽した上で、建情第1295号（平成29年11月1日付）にかかると一部開示決定の処分の取り消しを求める。 非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

		した裁決文書』の開示					
27	2136	3項、平成29年10月17日付等、A建築局建築指導部建築情報相談課長殿には文書を多数頂き、虚言文書を承認済とし社会に送り出していることについて開示請求をさせて頂く。建情第1184号に、建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真・などとA殿は、請求者との対話で写さなかったことを承知しているにも関わらず承認済している。①・『写さない写真を紙面にした写真絵の開示』及び、②・「虚言に資した証拠、論拠文書の開示」。③・①②各項に対し『起案し決裁した裁決文書の開示』。	29.11.1	一部開示	29.12.27	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真	請求No.26の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	請求No.26の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
28	2137	3項、平成29年10月17日付等、A建築局建築指導部建築情報相談課長殿には文書を多数頂き、虚言文書を承認済とし社会に送り出していることについて開示請求をさせて頂く。建情第1184号に、建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真・などとA殿は、請求者との対話で写さなかったことを承知しているにも関わらず承認済している。①・『写さない写真を紙面にした写真絵の開示』及び、②・「虚言に資した証拠、論拠文書の開示」。③・①②各項に対し『起案し決裁した裁決文書の開示』。	29.11.1	一部開示	29.12.27	平成29年10月2日付で提出された開示請求書	実施機関は、一部開示決定通知書4項「非開示とする部分の概要」欄に「写真上の車のナンバープレート（2号）」などと黒塗りし、さも、平成20年10月21日に写したとの虚言事象を作り、黒塗り隠蔽した上で、建情第1296号（平成29年11月1日付）にかかる一部開示決定した処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

29	2138	4項、平成29年10月17日付等、A建築局建築指導部建築情報相談課長殿には文書を多数頂いていることについて開示請求をさせて頂く。建情第1184号を承認しているが、平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」(平成29年9月27日)について「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22.12.10 H20.10.21撮影)は現地調査の際に記録として撮影したものである。(H22.12.10・・)と、年月日等を偽造した「審査文書」の開示。	29.11.1	一部開示	29.12.27	平成29年10月2日付開示請求に対する一部開示決定及び非開示決定について(平成29年度建情第1184号)	実施機関は、一部開示決定通知書4項「非開示とする部分の概要」欄に「写真上の車のナンバープレート(2号)」などと、さも、平成20年10月21日に写したように虚言事象を作り、黒塗り確認が出来ない様に隠蔽し、建情第1296号(平成29年11月1日付)にかかる一部開示決定をした処分の取り消しを求める。
			情報公開条例第7条第2項第2号	個人の名前、住所、写真上の車のナンバープレート		非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。	
30	2139	M建築局長、建情第1294.1295同1295.1296同1296.同1296.1297号の請求外文書並びに開示保留となった帰路大声を出したK殿、文書が無いだとか作成しておらずなどと11月10日3時に開示と通知書を起案し決裁した裁決文書の開示。	29.11.27	一部開示	30.1.17	平成29年10月23日付開示請求書に対する非開示決定について(平成29年度建情第1294号)	実施機関が行った処分の取り消しを求める。
			情報公開条例第7条第2項第2号	個人の名前、住所		非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。	
31	2140	M建築局長、建情第1294.1295同1295.1296同1296.同1296.1297号の請求外文書並びに開示保留となった帰路大声を出したK殿、文書が無いだとか作成しておらずなどと11月10日3時に開示と通知書を起案し決裁した裁決文書の開示。	29.11.27	一部開示	30.1.17	平成29年10月23日付開示請求書に対する一部開示決定について(平成29年度建情第1295号)	実施機関が行った処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第

						<p>築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号、公図</p>	<p>7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>
32	2141	<p>M建築局長、建情第 1294. 1295 同 1295. 1296 同 1296. 同 1296. 1297 号の請求外文書並び開示保留となった帰路大声を出したK殿、文書が無いだとか作成しておらずなどと 11 月 10 日 3 時に開示と通知書を起案し決裁した裁決文書の開示。</p>	29. 11. 27	一部開示	30. 1. 17	<p>平成 29 年 10 月 23 日付開示請求書に対する一部開示決定について（平成 29 年度建情第 1296 号）</p>	<p>実施機関が行った処分の取り消しを求める。</p>
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>		<p>個人の名前、住所、写真上の車のナンバープレート</p>	<p>非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>
33	2142	<p>M建築局長、建情第 1294. 1295 同 1295. 1296 同 1296. 同 1296. 1297 号の請求外文書並び開示保留となった帰路大声を出したK殿、文書が無いだとか作成しておらずなどと 11 月 10 日 3 時に開示と通知書を起案し決裁した裁決文書の開示。</p>	29. 11. 27	一部開示	30. 1. 17	<p>平成 29 年 10 月 23 日付開示請求書に対する非開示決定について（平成 29 年度建情第 1297 号）</p>	<p>実施機関が行った処分の取り消しを求める。</p>
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>		<p>個人の名前、住所</p>	<p>非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>

34	2145	M建築局長、建情第 1294. 1295 同 1295. 1296 同 1296. 同 1296. 1297 号の請求外文書の開示を試みているが、開示保留となった帰路の道中に「大声を出したK殿」文書が無いだとか作成しておらずなどと 11 月 10 日 3 時、開示の通知書作成に際し、起案し決裁した裁決文書の閲覧。(閲覧後、必要により写しを希望。)	29. 12. 27	一部開示	30. 2. 1	平成 29 年 10 月 23 日付開示請求書に対する非開示決定について(平成 29 年度建情第 1294 号)	「平成 29 年 10 月 23 日付開示請求に対する非開示決定について(平成 29 年度建情第 1294 号)」と本件審査請求人の請求文書とは異にした文書名を掲げ、一部開示した決定の取り消しを求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の名前、住所	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
35	2146	M建築局長、建情第 1294. 1295 同 1295. 1296 同 1296. 同 1296. 1297 号の請求外文書の開示を試みているが、開示保留となった帰路の道中に「大声を出したK殿」文書が無いだとか作成しておらずなどと 11 月 10 日 3 時、開示の通知書作成に際し、起案し決裁した裁決文書の閲覧。(閲覧後、必要により写しを希望。)	29. 12. 27	一部開示	30. 2. 1	平成 29 年 10 月 23 日付開示請求に対する一部開示決定について(平成 29 年度建情第 1295 号)	請求No.34 の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号、公図	請求No.34 の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
36	2147	M建築局長、建情第 1294. 1295 同 1295. 1296 同 1296. 同 1296. 1297 号の請	29. 12. 27	一部開示	30. 2. 1	平成 29 年 10 月 23 日付開示請求に対する一部開示決定につ	請求No.34 の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。

		求外文書の開示を試みているが、開示保留となった帰路の道中に「大声を出したK殿」文書が無いだとか作成しておらずなどと11月10日3時、開示の通知書作成に際し、起案し決裁した裁決文書の閲覧。(閲覧後、必要により写しを希望。)		情報公開条例第7条第2項第2号		いて(平成29年度建情第1296号)	
						個人の名前、住所、写真上の車のナンバープレート	請求No.34の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
37	2148	M建築局長、建情第1294.1295同1295.1296同1296.同1296.1297号の請求外文書の開示を試みているが、開示保留となった帰路の道中に「大声を出したK殿」文書が無いだとか作成しておらずなどと11月10日3時、開示の通知書作成に際し、起案し決裁した裁決文書の閲覧。(閲覧後、必要により写しを希望。)	29.12.27	一部開示	30.2.1	平成29年10月23日付開示請求に対する非開示決定について(平成29年度建情第1297号)	請求No.34の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所	請求No.34の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
38	2149	実施機関(建築局建築情報課)が、平成20年10月21日に調査をし、写したと弁明している下記①②項について ①旭区白根甲地に関する該当箇所的一切。の閲覧 ②上記文書に付随して同諸島を撮影した写真一切。の閲覧(閲覧後、必要により写し希望)	30.1.23	一部開示	30.2.26	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	建情第1715号(平成30年1月23日付)による決定の取り消しを求める。なお、平成20年10月21日に現場を調査した。写真も写したと弁明のある請求文書を速やかに開示されるよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

						合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号、公図	
39	2150	実施機関（建築局建築情報課）が、平成20年10月21日に調査をし、写したと弁明している下記①②項について ①旭区白根甲地に関する該当箇所的一切の閲覧 ②上記文書に付随して同諸島を撮影した写真一切。の閲覧（閲覧後、必要により写し希望）	30.1.23	一部開示	30.2.26	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	請求No.38の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	請求No.38の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
40	2153	※別紙のとおり。	30.5.23	一部開示	30.7.18	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	本件に対し、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため及び、また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、との非事実、事象を捏造した文書による一部開示処分を取り消し、審査請求人が請求した平成20年10月21日に調査をしたと云われる文書及び写真を事実があるというなら適切に特定し、その請求文書の一部開示あるいは全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

						合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	
41	2154	※別紙のとおり。	30. 5. 23	一部開示	30. 7. 18	建築相談票・引継票(平成 20 年 10 月 10 日)のうち写真	本件に対し、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため及び、また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、との非事実、事象を捏造した文書による一部開示処分を取り消し、審査請求人が請求した平成 20 年 10 月 21 日に調査をしたと云われる文書及び写真を事実があるというなら適切に特定し、その請求文書の一部開示あるいは全部開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
42	2155	※別紙のとおり。	30. 5. 23	一部開示	30. 7. 18	(1) 平成 28 年 5 月 2 日付審査請求に対する弁明書(平成 28 年度建建情第 230 号)(2) 平成 28 年 12 月 9 日付審査請求に対する弁明書(平成 28 年度建建情第 1163 号)	本件に対し、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため及び、また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、との非事実、事象を捏造した文書による一部開示処分を取り消し、審査請求人が請求した平成 20 年 10 月 21 日に調査をしたと云われる文書及び写真を事実があるというなら適切に特定し、その請求文書の一部開示あるいは全部開示を求める。

				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
43	2156	※別紙のとおり。	30.5.23	一部開示	30.7.18	平成28年7月25日建建情第446号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について（平成28年度建建情第909号）	本件に対し、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため及び、また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、との非事実、事象を捏造した文書による一部開示処分を取り消し、審査請求人が請求した平成20年10月21日に調査をしたと云われる文書及び写真を事実があるというなら適切に特定し、その請求文書の一部開示あるいは全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、審査請求書	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であり、また、開示することにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、非開示とした部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
44	2157	※別紙のとおり。	30.5.23	一部開示	30.7.18	平成30年1月9日付開示請求に対する一部開示決定通知書（平成30年度建建情第1715号）	本件に対し、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため及び、また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、との非事実、事象を捏造した文書による一部開示処分を取り消し、審査請求人が請求した平成20年10月21日に調査をしたと云われる文

							書及び写真を事実があるというなら適切に特定し、その請求文書の一部開示あるいは全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
45	2158	※別紙のとおり。	30.5.23	一部開示	30.7.18	平成30年1月26日付開示請求に対する存否応答拒否条項適用報告書(平成30年度建情第1999号)	本件に対し、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため及び、また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、との非事実、事象を捏造した文書による一部開示処分を取り消し、審査請求人が請求した平成20年10月21日に調査をしたと云われる文書及び写真を事実があるというなら適切に特定し、その請求文書の一部開示あるいは全部開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
46	2159	旭土木事務所が平成20年10月10日に持参した写真絵であると虚偽が露呈した横浜市は、平成21年10月21日、同22年10月21日、同23年10月21日、同24年10月21日と旭土木事務所に写真を写させ、Qの虚言だと判った途端	30.6.27	一部開示	30.7.31	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真	新たに行政文書を作成し、又は加工してはならないとの条例があるにも関わらず、請求文書をわざわざ虚偽虚言による短文の行政文書名にし、請求人の請求文を隠蔽などせず、堂々と「開示請求に係る行政文書欄」に記載し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に

		の相談課「相談課は違法か否かを判断する課ではない。現地を確認しなくても悪くは無い。確認しなかった審査課が悪い。」と係長Eは言い逃れたが、A(G)さんが開示されると云うから「平成20年10月21日に写した写真及び写真絵の開示」を請求している。		情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	正しい判断ができるようにしないのか。請求文書があると言うなら適切に特定し、請求文署の開示を求める。
47	2161	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、A建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）により送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「写真・3枚・取得年月日の写しの開示」	30.7.10	一部開示	30.8.10	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真	新たに行政文書を作成し、又は加工してはならないとの条例があるにも関わらず、請求文書をわざわざ虚偽虚言による平成20年10月10日付の行政文書名にし、請求人が請求している実施機関が平成20年10月21日に調査をしたと言う文書を隠蔽などせずに、堂々と「開示請求に係る行政文書欄」に記載し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に正しい判断ができるようにして頂きたい。請求されている文書は無いにも関わらず、請求に対し決裁しているとのことであるから文書を特定し、実施機関が平成20年10月21日に写した写真、調査書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

48	2162	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、A建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で、「全部事項証明書・16枚・取得年月日の写しの開示」	30.7.10	一部開示	30.8.10	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの全部事項証明書	請求No.47の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号	請求No.47の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
49	2163	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、A建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）により送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽されたと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「建築基準法道路種別・2枚・取得年月日の写しの開示」	30.7.10	一部開示	30.8.10	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの建築基準法道路種別	請求No.47の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		建築基準法道路種別の地図、建築基準法道路種別の開発許可番号	請求No.47の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
50	2164	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、A建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）により送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽されたと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「道路台帳平面図・1枚・取得年月日の写しの開示」	30.7.10	一部開示	30.8.10	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの道路台帳平面図	請求No.47の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		道路台帳平面図上の建物名	請求No.47の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。

51	2165	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、A建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）により送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽されたと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「用途地域等・2枚の取得年月日の写しの開示」	30.7.10	一部開示	30.8.10	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの用途地域等	請求No.47の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		用途地域等の地図、用途地域等の地図上の建物名	請求No.47の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
52	2166	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、A建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）により送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽されたと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「認定路線図・1枚・取得年月日の写しの開示」	30.7.10	一部開示	30.8.10	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの認定路線図	請求No.47の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		認定路線図の路線図	請求No.47の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
53	2167	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、A建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・	30.7.10	一部開示	30.8.10	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの建築計画概要書（平成17年11月22日確認済証交付分）	請求No.47の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。

		平成30年6月18日付)送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で、「建築計画概要書・8枚・取得年月日の写しの開示」		情報公開条例第7条第2項第2号		住所、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号及び検査済証番号	請求No.47の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
54	2168	A建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成20年10月22日、同局相談課Qから調査した資料だと検査係Fが受領し、平成20年10月23日付起案した文書に対し検査係長として承認済の裁決をし、平成20年10月24日付「違反建築物に対する是正勧告及び呼び出し通知書」を配達証明郵便にて、本件請求者に送付させた。 ①相談課Q手交文書の枚数 ②Fが起案した伺い文書まち建審第398号承認済時の文書枚数。③配達証明郵便差出番号。Aに限る。敬称略	30.7.10	一部開示	30.8.10	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	請求No.47の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	請求No.47の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
55	2169	A建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成20年11月6日(木)午前10時に中区山下町	30.7.10	一部開示	30.8.10	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)	請求No.47の「請求人の主な請求趣旨」と同じ。

		193-1 シェルビル5F 横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長席前卓子に呼出し、違反条項の建築基準法第6、20、44条が記載されていると出されたB4用紙大1枚と、前所有者の建築計画概要書1枚と案内図と配置図が記載された1枚の計3枚を出し他にはないと隠蔽された①相談課から受領した文書の枚数。②建築企画課長Jが係長の時に金融公庫による新築を担当したJに確認させた金融公庫文書の還付」Aに限る。敬称略		情報公開条例第7条第2項第2号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	請求No.47の「実施機関の主な説明要旨」と同じ。
56	2170	請求人の反論書に対し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会が相談課に提出を求めた『写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。と判断させた際の『提出を求められた文書の開示』	30.6.27	一部開示	30.8.24	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真	新たに行政文書を作成し、又は加工してはならないとの条例があるにも関わらず、請求文書をわざわざ虚偽虚言による短文の行政文書名にし、請求人の請求文を隠蔽などせずに、堂々と請求文を記載し、審査会に正しい判断ができるよう諮問することを求める。請求文書があると言うなら適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書Aからウまでのいずれにも該当しない。
57	2171	①平成20年10月21日建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課所属Qが旭区白根戊地	30.7.23	一部開示	30.8.24	お問い合わせに係る行政文書の内訳について（平成30年6月18日建情第498号）（「②同	本件に対する処分を取り消し、平成20年10月21日に調査し、写した写真文書を適切に特定した上で、請求者の請求している文書の

		<p>の現地調査をし写真も写したとの文書が全く開示されたことが無い。開示されない理由の論拠及び根拠の開示。②同日に写した写真等を平成20年10月22日に、(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)へ手渡した文書の内訳(平成20年10月21日に調査日、撮影日、枚数、文書の名称、文書取得日)を記載した文書を郵送により開示。③平成20年10月24日付まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を出した後に取消書を出された「論拠及び根拠の開示」</p>				<p>日に写した写真等を平成20年10月22日に、(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)へ手渡した文書の内訳(平成20年10月21日に調査日、撮影日、枚数、文書の名称、文書取得日)を記載した文書を郵送により開示。」のうち、「枚数」及び「文書の名称」</p>	<p>開示を求める。</p>
			<p>情報公開条例第7条第2項第2号</p>		<p>個人の名前</p>	<p>非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>	
58	2178	<p>①旭区白根甲地に対し平成20年10月21日に、調査をしたと言う事実はなく、訴訟の場においても提出を求められたが、次回に提出します。と提出されず、全く開示されたことがない。実施機関が平成20年10月21日に調査したと言われる文書。平成20年10月21日に写したと言われる写真の開示。平成20年10月21日と紙に印刷した偽造した写真絵の開示は不可。②旭区白根甲地が何に違反すると虚言を言われている。該当文書の開示を求める。</p>	30.9.5	一部開示	30.10.12	<p>建築相談票・引継票(平成20年10月10日)(「①旭区白根甲地に対し平成20年10月21日に、調査をしたと言う事実はなく、訴訟の場においても提出を求められたが、次回に提出します。と提出されず、全く開示されたことがない。実施機関が平成20年10月21日に調査したと言われる文書。平成20年10月21日に写したと言われる写真の開示。平成20年10月21日と紙に印刷した偽造した写真絵の開示は不可。」のうち「実施機関が</p>	<p>審査請求人は、「実施機関が平成20年10月21日に調査したと言われている文書の開示」と、具体的に指摘し年月日を特定した上で請求している。実施機関は、請求されている文書を特定した上で、請求文書の開示を求める。</p>

						平成 20 年 10 月 21 日に調査したと言われる文書。）」	
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
59	2179	①旭区白根甲地に対し平成 20 年 10 月 21 日に、調査をしたと言う事実はなく、訴訟の場においても提出を求められたが、次回に提出します。と提出されず、全く開示されたことがない。実施機関が平成 20 年 10 月 21 日に調査したと言われる文書。平成 20 年 10 月 21 日に写したと言われる写真の開示。平成 20 年 10 月 21 日と紙に印刷した偽造した写真絵の開示は不可。②旭区白根甲地が何に違反すると虚言を言われている。該当文書の開示を求める。	30.9.5	一部開示	30.10.12	建築相談票・引継票(平成 20 年 10 月 10 日)のうちの写真(「①旭区白根甲地に対し平成 20 年 10 月 21 日に、調査をしたと言う事実はなく、訴訟の場においても提出を求められたが、次回に提出します。と提出されず、全く開示されたことがない。実施機関が平成 20 年 10 月 21 日に調査したと言われる文書。平成 20 年 10 月 21 日に写したと言われる写真の開示。平成 20 年 10 月 21 日と紙に印刷した偽造した写真絵の開示は不可。」のうち	審査請求人は、「実施機関が平成 20 年 10 月 21 日に調査したと言われている文書の開示」と、具体的に指摘し年月日を特定した上で請求している。実施機関は、請求されている文書を特定した上で、請求文書の開示を求める。

						「平成 20 年 10 月 21 日に写したと言われる写真の開示。平成 20 年 10 月 21 日と紙に印刷した偽造した写真絵の開示は不可。」)	
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
60	2180	②情報課が、平成 20 年 10 月 22 日 14 時ころ審査課に手交した、紙に印刷した写真絵の開示。	30. 9. 26	一部開示	30. 10. 26	建築相談票・引継票(平成 20 年 10 月 10 日)のうちの写真	請求外文書及び請求内容について虚偽の細工をした上で非開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
61	2185	※別紙のとおり。	30. 8. 30	一部開示	30. 12. 7	建築相談票・引継書(平成 20 年 10 月 10 日)のうちの写真	実施機関が、請求外の文書を標題にした上で、請求が有った様に内容細工をした上で一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書平成 20 年 10 月 21 日に調査をし、写真も写したという双方の文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。

				情報公開条例第7条第2項第2号		写真上の車のナンバープレート	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
62	2186	※別紙のとおり。	30.10.5	(1) 一部開示 (2) 一部開示 (3) 一部開示	30.12.7	(1) 建築相談票(平成18年8月23日)(別紙の①に係る部分) (2) 建築相談票・引継票(平成20年10月10日)(別紙の⑧、⑨、⑬に係る部分) (3) 建築相談票・引継書(平成20年10月10日)のうちの写真(別紙の⑩、⑫、⑯に係る部分)	実施機関が、請求文書の一部分を標題にした上で、請求が有った様に内容を細工した上で一部開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書平成20年10月21日に調査をし、写真も写したという文書及び平成18年8月23日陳情に関する文書、双方の文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。
				(1) 情報公開条例第7条第2項第2号 (2) 情報公開条例第7条第2項第2号 (3) 情報公開条例第7条第2項第2号		(1) 個人の名前、住所、所在地、案内図、建築基準法道路種別の地図、個人印の印影、確認番号、付近見取図 (2) 個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証	非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

						番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図 (3) 写真上の車のナンバープレート	
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>40</p> <p>2153 開示請求書の記載</p>	<p>情報課に限る。①「1「旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。」に対し、『該当する写真は撮影した事実も無く、存在していないため、と非開示決定した文書の閲覧』。②「其の後、建築相談に係る現地調査事務について、横浜市では市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時、現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影した調査資料も作成したと不開示している文書写し開示」③『平成20年10月21日に現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存しているという。平成20年10月21日に撮影した写真を紙面に印刷したという。写しの開示」④「調査結果を基に確認し、建築情報課で作成し審査課へ平成20年10月22日にFに手交した資料。写しの開示」⑤「建築局建築指導部建築安全課（当時、現在の建築局建築指導部建築指導課。）に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。との行った指導に関する資料全ての開示」⑥平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び開発に関する相談関係書類（1年）」としている。とのことであるが、平成20年11月5日に無いと開示されなかったことに関する資料の写しの開示。』⑦建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に現地調査を行った際、写真を撮影し、現地調査で撮影した写真データ（以下「本件写真データ」という。）を基に印刷した文書であると開示されない。実施機関は、当該文書に写された車のナンバープレートについて、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと説明しているが、実施機関情報課が写した写真データ或は写真の写しの開示。」⑧「写真データの印刷日時及び撮影時刻が分かる文書の写しの開示」。⑨「写真データの消去日時の開示」。⑩「写真データの消去について、実施機関は、印刷した後に消去していると説明している。印刷した文書の写しの開示」⑪「当該文書を作成しておらず、保有していないと説明しているが、横情審の確認（横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日）に対し、「平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」のうち「相談を受けた際の調査結果を記した文書の写しの開示」。⑫「写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。と情報課が開示されていないにも関わらず、平成20年10月21日に撮影したと説明した論拠文書の写しの開示」。⑬「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申1363号（平成28年12月7日。答申1363号及び1365号）当該答申では、当該文書を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると結論づけさせているが、実施機関は同様の説明を行っている。との事に関する資料文書の写しの開示」⑭「…念のため写真データについて保有しているか否かを調査したが、当該データは保有していない。について改めて調査したが、これらの記録についても作成しておらず、保有していないため、非開示とした写真データは規則10条第2項で定める文書のうち「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書に該当し、保存期間は1年未満の文書である。紙面に印刷した後は不要となるため、本件写真データは規則第13条第1項及び第2項に基づき、事務処理上不要となった時点で廃棄している。とのことが判る文書の写しの開示。』⑮「審査請求人が主張する具体的な日時を明示した文書回答とは、本件写真データを含む引継文書を示すと考えられる。旭区旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した建築相談票・引継票（以下「本件建築相談票」という。）を調査したが審査請求人が主張する平成20年10月22日14時10分すなわち午後2時10分あるいは午後1時10分に引き継いだという記録は確認できなかった。と確認させた文書の写しの開示。」⑯「条例第7条第2項第2号の該当性について対象行政文書に含まれる文書であり、当審査会が確認したところ、実施機関に確認した内容も含めて現時点において判断を覆すような事情の変化は認められない。したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとして、写真上の車のナンバープレートを非開示とした実施機関が撮影した写真及び文書の開示」。⑰「紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、…。其の文書の写しの開示」⑱紙面に印刷した後に本件写真データを消去しているという実施機関の主張について、「行政文書の保存期間は30年、10年、…1年又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定されている。また、規則第13条第1項において、「課等の長は、…保存期間を経過したもののうち、次に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定され、さらに同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする</p>
------------------------------------	---

る。」と規定されている。当審査会が確認したところ、本件写真データが保存期間1年未満の文書に該当するという説明は、規則における基準からも不合理とはいえない。また、本件写真データの取扱は、通常の現地調査と引継資料の作成における記録写真に係る事務を想定しても、不自然ではない。とさせた関連各文書の写しの開示」。

⑱「実施機関は、規則等で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定められている。このため、規則では、実施機関における行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄等について規定されており、一般の閲覧に供されている。との文書の閲覧」

⑳「審査請求人が求める「条例に適用していると言根拠文書」について、審査請求人が一般の閲覧に供している同規則を請求しているのか、根拠となる個別文書を請求しているのか判然としない部分はあるが、仮に前者とした場合は、規則第13条第1項及び第2項において保存期間が1年未満の行政文書の廃棄について規定がされており、当該規則は、一般の閲覧に供する文書である。そのため、条例第17条第3項により、市立図書館その他これに類する市の施設において閲覧等ができる文書に本条例は適用せず、開示請求の対象とは解されない。また、後者とした場合は、前述のとおり、「事務処理上不要になった時点で廃棄を行うものとする」という当該規則に基づく事務取扱であり、個別文書による事務決裁処理は行っていないため当該文書について、作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。と有るが、それでは何故、「平成20年11月5日に存在していない」と不開示との整合性が判る文書の写しの開示」。

㉑『審査請求人は実施機関から具体的な日時を引き継いだという内容を含む文書回答があったと主張しており、当審査会においても、本件写真データを含む引継文書である本件建築相談票を見分した。見分の結果、用途地域等を記載した資料等において、具体的な日時の記載を確認したが、審査請求人が示した年月日及び日時と一致する記載は見受けられなかった。と有るが、審査請求人に示した年月日及び日時記載の決裁文書の写しの開示』

㉒諮問件名第1406号「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10/H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである…とのことであるが、相談課と前審査課に平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データにより紙面にコピーしたものの写しの開示。」

㉓「諮問第1409号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問第1410号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）したと言われる写真写しに開示」

㉔弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真について平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答書の開示」。

㉕『諮問第1414号「実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく特定地番の…現場で写真を撮影します。の写真一式の写し、旭区白根特定番地所在の建築物について、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを調査した際に撮影した写真、紙に印刷したのもでもよい。の写しの開示」

1旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。と記載し、平成24年6月15日付の開示請求書に対する決定通知書の写しの開示。同平成20年10月22日審査課F（のち安全課）へ手交した全文書名とその枚数の開示。同其の後、審査課から安全課と変遷した文書は現情報課が管理しているとのことである。情報課Qから審査課Fが受領した全文書名とその枚数の開示。同平成30年1月9日付請求に対する決定通知書の写しの開示。電話時に確認した平成30年1月26日付請求に対し、横情審へ決定通知書を送付した理由と送付した文書の開示。

<p>41</p> <p>2154</p> <p>開示請求書の記載</p>	<p>情報課に限る。①「1「旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。」「2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。」に対し、『該当する写真は撮影した事実も無く、存在していないため、と非開示決定した文書の閲覧』。②「其の後、建築相談に係る現地調査事務について、横浜市では市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時、現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影した調査資料も作成したと不開示している文書写し開示」③『平成20年10月21日に現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存しているという。平成20年10月21日に撮影した写真を紙面に印刷したという。写しの開示」④「調査結果を基に確認し、建築情報課で作成し審査課へ平成20年10月22日にFに手交した資料。写しの開示」⑤「建築局建築指導部建築安全課（当時、現在の建築局建築指導部建築指導課。）に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。との行った指導に関する資料全ての開示」⑥平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び開発に関する相談関係書類（1年）」としている。とのことであるが、平成20年11月5日に無いと開示されなかったことに関する資料の写しの開示。』⑦建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に現地調査を行った際、写真を撮影し、現地調査で撮影した写真データ（以下「本件写真データ」という。）を基に印刷した文書であると開示されない。実施機関は、当該文書に写された車のナンバープレートについて、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと説明しているが、実施機関情報課が写した写真データ或は写真の写しの開示。」⑧「写真データの印刷日時及び撮影時刻が分かる文書の写しの開示」。⑨「写真データの消去日時の開示」。⑩「写真データの消去について、実施機関は、印刷した後に消去していると説明している。印刷した文書の写しの開示」⑪「当該文書を作成しておらず、保有していないと説明しているが、横情審の確認（横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日）に対し、「平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」のうち「相談を受けた際の調査結果を記した文書の写しの開示」。⑫「写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとし一部開示とした決定は妥当である。と情報課が開示されていないにもかかわらず、平成20年10月21日に撮影したと説明した論拠文書の写しの開示」。⑬「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申1363号（平成28年12月7日。答申1363号及び1365号）当該答申では、当該文書を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると結論づけさせているが、実施機関は同様の説明を行っている。との事に関する資料文書の写しの開示」⑭「…念のため写真データについて保有しているか否かを調査したが、当該データは保有していない。について改めて調査したが、これらの記録についても作成しておらず、保有していないため、非開示とした写真データは規則10条第2項で定める文書のうち「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書に該当し、保存期間は1年未満の文書である。紙面に印刷した後は不要となるため、本件写真データは規則第13条第1項及び第2項に基づき、事務処理上不要となった時点で廃棄している。とのことが判る文書の写しの開示。』⑮「審査請求人が主張する具体的な日時を明示した文書回答とは、本件写真データを含む引継文書を示すと考えられる。旭区旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した建築相談票・引継票（以下「本件建築相談票」という。）を調査したが審査請求人が主張する平成20年10月22日14時10分すなわち午後2時10分あるいは午後1時10分に引き継いだという記録は確認できなかった。と確認させた文書の写しの開示。』⑯「条例第7条第2項第2号の該当性について対象行政文書に含まれる文書であり、当審査会が確認したところ、実施機関に確認した内容も含めて現時点において判断を覆すような事情の変化は認められない。したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとして、写真上の車のナンバープレートを非開示とした実施機関が撮影した写真及び文書の開示。⑰「紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、…。其の文書の写しの開示」⑱紙面に印刷した後に本件写真データを消去しているという実施機関の主張について、「行政文書の保存期間は30年、10年、…1年又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定されている。また、規則第13条第1項において、「課等の長は、…保存期間を経過したもののうち、次に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定され、さらに同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と規定されている。当審査会が確認したところ、本件写真データが保存期間1年未満の文書に該当するという説明は、規則における基準からも不合理とはいえない。また、本件写真データの取扱は、通常の現地調査と引継資料の作成における記録写真に係る事務を想定しても、不自然ではない。とさせた関連各文書の写しの開示。⑲「実施機関は、規則等で定めるところ</p>
---------------------------------------	--

により、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定められている。このため、規則では、実施機関における行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄等について規定されており、一般の閲覧に供されている。との文書の閲覧』⑩「審査請求人が求める「条例に適用していると言う根拠文書」について、審査請求人が一般の閲覧に供している同規則を請求しているのか、根拠となる個別文書を請求しているのか判然としない部分はあるが、仮に前者とした場合は、規則第13条第1項及び第2項において保存期間が1年未満の行政文書の廃棄について規定がされており、当該規則は、一般の閲覧に供する文書である。そのため、条例第17条第3項により、市立図書館その他これに類する市の施設において閲覧等ができる文書に本条例は適用せず、開示請求の対象とは解されない。また、後者とした場合は、前述のとおり、「事務処理上不要になった時点で廃棄を行うものとする」という当該規則に基づく事務取扱であり、個別文書による事務決裁処理は行っていないため当該文書について、作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。と有るが、それでは何故、「平成20年11月5日に存在していない」と不開示との整合性が判る文書の写しの開示」。⑪『審査請求人は実施機関から具体的な日時と引き継いだという内容を含む文書回答があったと主張しており、当審査会においても、本件写真データを含む引継文書である本件建築相談票を見分した。見分の結果、用途地域等を記載した資料等において、具体的な日時の記載を確認したが、審査請求人が示した年月日及び日時と一致する記載は見受けられなかった。と有るが、審査請求人に示した年月日及び日時記載の決裁文書の写しの開示』⑫諮問件名第1406号「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10/H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである…とのことであるが、相談課と前審査課に平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データにより紙面にコピーしたものの写しの開示。」⑬「諮問第1409号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問第1410号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）したと言われる写真写しに開示」⑭弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真について平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答書の開示。⑮『諮問第1414号「実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく特定地番の…現場で写真を撮影します。の写真一式の写し、旭区白根特定番地所在の建築物について、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを調査した際に撮影した写真、紙に印刷したものでもよい。の写しの開示」1旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。と記載し、平成24年6月15日付の開示請求書に対する決定通知書の写しの開示。同平成20年10月22日審査課F（のち安全課）へ手交した全文書名とその枚数の開示。同其の後、審査課から安全課と変遷した文書は現情報課が管理しているとのことである。情報課Qから審査課Fが受領した全文書名とその枚数の開示。同平成30年1月9日付請求に対する決定通知書の写しの開示。電話時に確認した平成30年1月26日付請求に対し、横情審へ決定通知書を送付した理由と送付した文書の開示。

<p>42</p> <p>2155 開示請求書の記載</p>	<p>情報課に限る。①「1「旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。」「2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。」に対し、『該当する写真は撮影した事実も無く、存在していないため、と非開示決定した文書の閲覧』。②「其の後、建築相談に係る現地調査事務について、横浜市では市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時、現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影した調査資料も作成したと不開示している文書写し開示」③『平成20年10月21日に現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存しているという。平成20年10月21日に撮影した写真を紙面に印刷したという。写しの開示」④「調査結果を基に確認し、建築情報課で作成し審査課へ平成20年10月22日にFに手交した資料。写しの開示」⑤「建築局建築指導部建築安全課（当時、現在の建築局建築指導部建築指導課。）に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。との行った指導に関する資料全ての開示」⑥平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び開発に関する相談関係書類（1年）」としている。とのことであるが、平成20年11月5日に無いと開示されなかったことに関する資料の写しの開示。』⑦建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に現地調査を行った際、写真を撮影し、現地調査で撮影した写真データ（以下「本件写真データ」という。）を基に印刷した文書であると開示されない。実施機関は、当該文書に写された車のナンバープレートについて、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと説明しているが、実施機関情報課が写した写真データ或は写真の写しの開示。」⑧「写真データの印刷日時及び撮影時刻が分かる文書の写しの開示」。⑨「写真データの消去日時の開示」。⑩「写真データの消去について、実施機関は、印刷した後に消去していると説明している。印刷した文書の写しの開示」⑪「当該文書を作成しておらず、保有していないと説明しているが、横情審の確認（横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日）に対し、「平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」のうち「相談を受けた際の調査結果を記した文書の写しの開示」。⑫「写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。と情報課が開示されていないにも関わらず、平成20年10月21日に撮影したと説明した論拠文書の写しの開示」。⑬「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申1363号（平成28年12月7日。答申1363号及び1365号）当該答申では、当該文書を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると結論づけさせているが、実施機関は同様の説明を行っている。との事に関する資料文書の写しの開示」⑭「…念のため写真データについて保有しているか否かを調査したが、当該データは保有していない。について改めて調査したが、これらの記録についても作成しておらず、保有していないため、非開示とした写真データは規則10条第2項で定める文書のうち「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書に該当し、保存期間は1年未満の文書である。紙面に印刷した後は不要となるため、本件写真データは規則第13条第1項及び第2項に基づき、事務処理上不要となった時点で廃棄している。とのことが判る文書の写しの開示。』⑮「審査請求人が主張する具体的な日時を明示した文書回答とは、本件写真データを含む引継文書を示すと考えられる。旭区旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した建築相談票・引継票（以下「本件建築相談票」という。）を調査したが審査請求人が主張する平成20年10月22日14時10分すなわち午後2時10分あるいは午後1時10分に引き継いだという記録は確認できなかった。と確認させた文書の写しの開示。』⑯「条例第7条第2項第2号の該当性について対象行政文書に含まれる文書であり、当審査会が確認したところ、実施機関に確認した内容も含めて現時点において判断を覆すような事情の変化は認められない。したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとして、写真上の車のナンバープレートを非開示とした実施機関が撮影した写真及び文書の開示。』⑰「紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、…。其の文書の写しの開示」⑱紙面に印刷した後に本件写真データを消去しているという実施機関の主張について、「行政文書の保存期間は30年、10年、…1年又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定されている。また、規則第13条第1項において、「課等の長は、…保存期間を経過したもののうち、次に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定され、さらに同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と規定されている。当審査会が確認したところ、本件写真データが保存期間1年未満の文書に該当するという説明は、規則における基準からも不合理とはいえない。また、本件写真デ</p>
------------------------------------	---

ータの取扱は、通常の現地調査と引継資料の作成における記録写真に係る事務を想定しても、不自然ではない。とさせた関連各文書の写しの開示」。⑱「実施機関は、規則等で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定められている。このため、規則では、実施機関における行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄等について規定されており、一般の閲覧に供されている。との文書の閲覧』⑳「審査請求人が求める「条例に適用していると言う根拠文書」について、審査請求人が一般の閲覧に供している同規則を請求しているのか、根拠となる個別文書を請求しているのか判然としない部分はあるが、仮に前者とした場合は、規則第13条第1項及び第2項において保存期間が1年未満の行政文書の廃棄について規定がされており、当該規則は、一般の閲覧に供する文書である。そのため、条例第17条第3項により、市立図書館その他これに類する市の施設において閲覧等ができる文書に本条例は適用せず、開示請求の対象とは解されない。また、後者とした場合は、前述のとおり、「事務処理上不要になった時点で廃棄を行うものとする」という当該規則に基づく事務取扱であり、個別文書による事務決裁処理は行っていないため当該文書について、作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。と有るが、それでは何故、「平成20年11月5日に存在していない」と不開示との整合性が判る文書の写しの開示」。㉑『審査請求人は実施機関から具体的な日時を引き継いだという内容を含む文書回答があったと主張しており、当審査会においても、本件写真データを含む引継文書である本件建築相談票を見分した。見分の結果、用途地域等を記載した資料等において、具体的な日時の記載を確認したが、審査請求人が示した年月日及び日時と一致する記載は見受けられなかった。と有るが、審査請求人に示した年月日及び日時記載の決裁文書の写しの開示』㉒諮問件名第1406号「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10/H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである…とのことであるが、相談課と前審査課に平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データにより紙面にコピーしたものの写しの開示。」㉓「諮問第1409号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問第1410号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）したと言われる写真写しに開示」㉔弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真について平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答書の開示」。㉕『諮問第1414号「実施機関林文子横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく特定地番の…現場で写真を撮影します。の写真一式の写し、旭区白根特定番地所在の建築物について、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを調査した際に撮影した写真、紙に印刷したものでよい。の写しの開示」1旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。と記載し、平成24年6月15日付の開示請求書に対する決定通知書の写しの開示。同平成20年10月22日審査課F（のち安全課）へ手交した全文書名とその枚数の開示。同其の後、審査課から安全課と変遷した文書は現情報課が管理しているとのことである。情報課Qから審査課Fが受領した全文書名とその枚数の開示。同平成30年1月9日付請求に対する決定通知書の写しの開示。電話時に確認した平成30年1月26日付請求に対し、横情審へ決定通知書を送付した理由と送付した文書の開示。

<p>43</p> <p>2156</p> <p>開示請求書の記載</p>	<p>情報課に限る。①「1「旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。」「2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。」に対し、『該当する写真は撮影した事実も無く、存在していないため、と非開示決定した文書の閲覧』。②「其の後、建築相談に係る現地調査事務について、横浜市では市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時、現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影した調査資料も作成したと不開示している文書写し開示」③『平成20年10月21日に現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存しているという。平成20年10月21日に撮影した写真を紙面に印刷したという。写しの開示」④「調査結果を基に確認し、建築情報課で作成し審査課へ平成20年10月22日にFに手交した資料。写しの開示」⑤「建築局建築指導部建築安全課（当時、現在の建築局建築指導部建築指導課。）に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。との行った指導に関する資料全ての開示」⑥平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び開発に関する相談関係書類（1年）」としている。とのことであるが、平成20年11月5日に無いと開示されなかったことに関する資料の写しの開示。』⑦建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に現地調査を行った際、写真を撮影し、現地調査で撮影した写真データ（以下「本件写真データ」という。）を基に印刷した文書であると開示されない。実施機関は、当該文書に写された車のナンバープレートについて、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと説明しているが、実施機関情報課が写した写真データ或は写真の写しの開示。」⑧「写真データの印刷日時及び撮影時刻が分かる文書の写しの開示」。⑨「写真データの消去日時の開示」。⑩「写真データの消去について、実施機関は、印刷した後に消去していると説明している。印刷した文書の写しの開示」⑪「当該文書を作成しておらず、保有していないと説明しているが、横情審の確認（横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日）に対し、「平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」のうち「相談を受けた際の調査結果を記した文書の写しの開示」。⑫「写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとし一部開示とした決定は妥当である。と情報課が開示されていないにも関わらず、平成20年10月21日に撮影したと説明した論拠文書の写しの開示」。⑬「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申1363号（平成28年12月7日。答申1363号及び1365号）当該答申では、当該文書を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると結論づけさせているが、実施機関は同様の説明を行っている。との事に関する資料文書の写しの開示」⑭「…念のため写真データについて保有しているか否かを調査したが、当該データは保有していない。について改めて調査したが、これらの記録についても作成しておらず、保有していないため、非開示とした写真データは規則10条第2項で定める文書のうち「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書に該当し、保存期間は1年未満の文書である。紙面に印刷した後は不要となるため、本件写真データは規則第13条第1項及び第2項に基づき、事務処理上不要となった時点で廃棄している。とのことが判る文書の写しの開示。』⑮「審査請求人が主張する具体的な日時を明示した文書回答とは、本件写真データを含む引継文書を示すと考えられる。旭区旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した建築相談票・引継票（以下「本件建築相談票」という。）を調査したが審査請求人が主張する平成20年10月22日14時10分すなわち午後2時10分あるいは午後1時10分に引き継いだという記録は確認できなかった。と確認させた文書の写しの開示。』⑯「条例第7条第2項第2号の該当性について対象行政文書に含まれる文書であり、当審査会が確認したところ、実施機関に確認した内容も含めて現時点において判断を覆すような事情の変化は認められない。したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとして、写真上の車のナンバープレートを非開示とした実施機関が撮影した写真及び文書の開示。』⑰「紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、…。其の文書の写しの開示」⑱紙面に印刷した後に本件写真データを消去しているという実施機関の主張について、「行政文書の保存期間は30年、10年、…1年又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定されている。また、規則第13条第1項において、「課等の長は、…保存期間を経過したもののうち、次に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定され、さらに同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と規定されている。当審査会が確認したところ、本件写真データが保存期間1年未満の文書に該当するという説明は、規則における基準からも不合理とはいえない。また、本件写真デ</p>
---------------------------------------	--

ータの取扱は、通常の現地調査と引継資料の作成における記録写真に係る事務を想定しても、不自然ではない。とさせた関連各文書の写しの開示」。

⑱「実施機関は、規則等で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定められている。このため、規則では、実施機関における行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄等について規定されており、一般の閲覧に供されている。との文書の閲覧」

⑳「審査請求人が求める「条例に適用しているという根拠文書」について、審査請求人が一般の閲覧に供している同規則を請求しているのか、根拠となる個別文書を請求しているのか判然としない部分はあるが、仮に前者とした場合は、規則第13条第1項及び第2項において保存期間が1年未満の行政文書の廃棄について規定がされており、当該規則は、一般の閲覧に供する文書である。そのため、条例第17条第3項により、市立図書館その他これに類する市の施設において閲覧等ができる文書に本条例は適用せず、開示請求の対象とは解されない。また、後者とした場合は、前述のとおり、「事務処理上不要になった時点で廃棄を行うものとする」という当該規則に基づく事務取扱であり、個別文書による事務決裁処理は行っていないため当該文書について、作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。と有るが、それでは何故、「平成20年11月5日に存在していない」と不開示との整合性が判る文書の写しの開示」。

㉑『審査請求人は実施機関から具体的な日時を引き継いだという内容を含む文書回答があったと主張しており、当審査会においても、本件写真データを含む引継文書である本件建築相談票を見分した。見分の結果、用途地域等を記載した資料等において、具体的な日時の記載を確認したが、審査請求人が示した年月日及び日時と一致する記載は見受けられなかった。と有るが、審査請求人に示した年月日及び日時記載の決裁文書の写しの開示』

㉒諮問件名第1406号「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10/H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである…とのことであるが、相談課と前審査課に平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データにより紙面にコピーしたものの写しの開示。」

㉓「諮問第1409号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問第1410号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）したと言われる写真写しに開示」

㉔弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真について平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答書の開示」。

㉕『諮問第1414号「実施機関林文子横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく特定地番の…現場で写真を撮影します。の写真一式の写し、旭区白根特定番地所在の建築物について、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを調査した際に撮影した写真、紙に印刷したものでよい。の写しの開示」

1 旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2 上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。と記載し、平成24年6月15日付の開示請求書に対する決定通知書の写しの開示。同平成20年10月22日審査課F（のち安全課）へ手交した全文書名とその枚数の開示。同其の後、審査課から安全課と変遷した文書は現情報課が管理しているとのことである。情報課Qから審査課Fが受領した全文書名とその枚数の開示。同平成30年1月9日付請求に対する決定通知書の写しの開示。電話時に確認した平成30年1月26日付請求に対し、横情審へ決定通知書を送付した理由と送付した文書の開示。

<p>44</p> <p>2157</p> <p>開示請求書の記載</p>	<p>情報課に限る。①「1「旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。」「2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。」に対し、『該当する写真は撮影した事実も無く、存在していないため、と非開示決定した文書の閲覧』。②「其の後、建築相談に係る現地調査事務について、横浜市では市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時、現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影した調査資料も作成したと不開示している文書写し開示」③『平成20年10月21日に現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存しているという。平成20年10月21日に撮影した写真を紙面に印刷したという。写しの開示」④「調査結果を基に確認し、建築情報課で作成し審査課へ平成20年10月22日にFに手交した資料。写しの開示」⑤「建築局建築指導部建築安全課（当時、現在の建築局建築指導部建築指導課。）に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。との行った指導に関する資料全ての開示」⑥平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び開発に関する相談関係書類（1年）」としている。とのことであるが、平成20年11月5日に無いと開示されなかったことに関する資料の写しの開示。』⑦建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に現地調査を行った際、写真を撮影し、現地調査で撮影した写真データ（以下「本件写真データ」という。）を基に印刷した文書であると開示されない。実施機関は、当該文書に写された車のナンバープレートについて、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと説明しているが、実施機関情報課が写した写真データ或は写真の写しの開示。」⑧「写真データの印刷日時及び撮影時刻が分かる文書の写しの開示」。⑨「写真データの消去日時の開示」。⑩「写真データの消去について、実施機関は、印刷した後に消去していると説明している。印刷した文書の写しの開示」⑪「当該文書を作成しておらず、保有していないと説明しているが、横情審の確認（横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日）に対し、「平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」のうち「相談を受けた際の調査結果を記した文書の写しの開示」。⑫「写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとし一部開示とした決定は妥当である。と情報課が開示されていないにも関わらず、平成20年10月21日に撮影したと説明した論拠文書の写しの開示」。⑬「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申1363号（平成28年12月7日。答申1363号及び1365号）当該答申では、当該文書を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると結論づけさせているが、実施機関は同様の説明を行っている。との事に関する資料文書の写しの開示」⑭「…念のため写真データについて保有しているか否かを調査したが、当該データは保有していない。について改めて調査したが、これらの記録についても作成しておらず、保有していないため、非開示とした写真データは規則10条第2項で定める文書のうち「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書に該当し、保存期間は1年未満の文書である。紙面に印刷した後は不要となるため、本件写真データは規則第13条第1項及び第2項に基づき、事務処理上不要となった時点で廃棄している。とのことが判る文書の写しの開示。』⑮「審査請求人が主張する具体的な日時を明示した文書回答とは、本件写真データを含む引継文書を示すと考えられる。旭区旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した建築相談票・引継票（以下「本件建築相談票」という。）を調査したが審査請求人が主張する平成20年10月22日14時10分すなわち午後2時10分あるいは午後1時10分に引き継いだという記録は確認できなかった。と確認させた文書の写しの開示。』⑯「条例第7条第2項第2号の該当性について対象行政文書に含まれる文書であり、当審査会が確認したところ、実施機関に確認した内容も含めて現時点において判断を覆すような事情の変化は認められない。したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとして、写真上の車のナンバープレートを非開示とした実施機関が撮影した写真及び文書の開示。』⑰「紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、…。其の文書の写しの開示」⑱紙面に印刷した後に本件写真データを消去しているという実施機関の主張について、「行政文書の保存期間は30年、10年、…1年又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定されている。また、規則第13条第1項において、「課等の長は、…保存期間を経過したもののうち、次に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定され、さらに同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と規定されている。当審査会が確認したところ、本件写真データが保存期間1年未満の文書に該当するという説明は、規則における基準からも不合理とはいえない。また、本件写真デ</p>
---------------------------------------	--

ータの取扱は、通常の現地調査と引継資料の作成における記録写真に係る事務を想定しても、不自然ではない。とさせた関連各文書の写しの開示」。⑱「実施機関は、規則等で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定められている。このため、規則では、実施機関における行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄等について規定されており、一般の閲覧に供されている。との文書の閲覧』⑳「審査請求人が求める「条例に適用していると言う根拠文書」について、審査請求人が一般の閲覧に供している同規則を請求しているのか、根拠となる個別文書を請求しているのか判然としない部分はあるが、仮に前者とした場合は、規則第13条第1項及び第2項において保存期間が1年未満の行政文書の廃棄について規定がされており、当該規則は、一般の閲覧に供する文書である。そのため、条例第17条第3項により、市立図書館その他これに類する市の施設において閲覧等ができる文書に本条例は適用せず、開示請求の対象とは解されない。また、後者とした場合は、前述のとおり、「事務処理上不要になった時点で廃棄を行うものとする」という当該規則に基づく事務取扱であり、個別文書による事務決裁処理は行っていないため当該文書について、作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。と有るが、それでは何故、「平成20年11月5日に存在していない」と不開示との整合性が判る文書の写しの開示」。㉑『審査請求人は実施機関から具体的な日時を引き継いだという内容を含む文書回答があったと主張しており、当審査会においても、本件写真データを含む引継文書である本件建築相談票を見分した。見分の結果、用途地域等を記載した資料等において、具体的な日時の記載を確認したが、審査請求人が示した年月日及び日時と一致する記載は見受けられなかった。と有るが、審査請求人に示した年月日及び日時記載の決裁文書の写しの開示』㉒諮問件名第1406号「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10/H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである…とのことであるが、相談課と前審査課に平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データにより紙面にコピーしたものの写しの開示。」㉓「諮問第1409号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問第1410号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）したと言われる写真写しに開示」㉔弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真について平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答書の開示」。㉕『諮問第1414号「実施機関林文子横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく特定地番の…現場で写真を撮影します。の写真一式の写し、旭区白根特定番地所在の建築物について、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを調査した際に撮影した写真、紙に印刷したものでよい。の写しの開示」1旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。と記載し、平成24年6月15日付の開示請求書に対する決定通知書の写しの開示。同平成20年10月22日審査課F（のち安全課）へ手交した全文書名とその枚数の開示。同其の後、審査課から安全課と変遷した文書は現情報課が管理しているとのことである。情報課Qから審査課Fが受領した全文書名とその枚数の開示。同平成30年1月9日付請求に対する決定通知書の写しの開示。電話時に確認した平成30年1月26日付請求に対し、横情審へ決定通知書を送付した理由と送付した文書の開示。

<p>45</p> <p>2158</p> <p>開示請求書の記載</p>	<p>情報課に限る。①「1「旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。」「2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。」に対し、『該当する写真は撮影した事実も無く、存在していないため、と非開示決定した文書の閲覧』。②「其の後、建築相談に係る現地調査事務について、横浜市では市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時、現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影した調査資料も作成したと不開示している文書写し開示」③『平成20年10月21日に現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存しているという。平成20年10月21日に撮影した写真を紙面に印刷したという。写しの開示」④「調査結果を基に確認し、建築情報課で作成し審査課へ平成20年10月22日にFに手交した資料。写しの開示」⑤「建築局建築指導部建築安全課（当時、現在の建築局建築指導部建築指導課。）に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。との行った指導に関する資料全ての開示」⑥平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び開発に関する相談関係書類（1年）」としている。とのことであるが、平成20年11月5日に無いと開示されなかったことに関する資料の写しの開示。』⑦建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に現地調査を行った際、写真を撮影し、現地調査で撮影した写真データ（以下「本件写真データ」という。）を基に印刷した文書であると開示されない。実施機関は、当該文書に写された車のナンバープレートについて、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと説明しているが、実施機関情報課が写した写真データ或は写真の写しの開示。」⑧「写真データの印刷日時及び撮影時刻が分かる文書の写しの開示」。⑨「写真データの消去日時の開示」。⑩「写真データの消去について、実施機関は、印刷した後に消去していると説明している。印刷した文書の写しの開示」⑪「当該文書を作成しておらず、保有していないと説明しているが、横情審の確認（横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日）に対し、「平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」のうち「相談を受けた際の調査結果を記した文書の写しの開示」。⑫「写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとし一部開示とした決定は妥当である。と情報課が開示されていないにも関わらず、平成20年10月21日に撮影したと説明した論拠文書の写しの開示」。⑬「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申1363号（平成28年12月7日。答申1363号及び1365号）当該答申では、当該文書を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると結論づけさせているが、実施機関は同様の説明を行っている。との事に関する資料文書の写しの開示」⑭「…念のため写真データについて保有しているか否かを調査したが、当該データは保有していない。について改めて調査したが、これらの記録についても作成しておらず、保有していないため、非開示とした写真データは規則10条第2項で定める文書のうち「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書に該当し、保存期間は1年未満の文書である。紙面に印刷した後は不要となるため、本件写真データは規則第13条第1項及び第2項に基づき、事務処理上不要となった時点で廃棄している。とのことが判る文書の写しの開示。』⑮「審査請求人が主張する具体的な日時を明示した文書回答とは、本件写真データを含む引継文書を示すと考えられる。旭区旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した建築相談票・引継票（以下「本件建築相談票」という。）を調査したが審査請求人が主張する平成20年10月22日14時10分すなわち午後2時10分あるいは午後1時10分に引き継いだという記録は確認できなかった。と確認させた文書の写しの開示。』⑯「条例第7条第2項第2号の該当性について対象行政文書に含まれる文書であり、当審査会が確認したところ、実施機関に確認した内容も含めて現時点において判断を覆すような事情の変化は認められない。したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとし、写真上の車のナンバープレートを非開示とした実施機関が撮影した写真及び文書の開示。』⑰「紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、…。其の文書の写しの開示」⑱紙面に印刷した後に本件写真データを消去しているという実施機関の主張について、「行政文書の保存期間は30年、10年、…1年又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定されている。また、規則第13条第1項において、「課等の長は、…保存期間を経過したものうち、次に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定され、さらに同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と規定されている。当審査会が確認したところ、本件写真データが保存期間1年未満の文書に該当するという説明は、規則における基準からも不合理とはいえない。また、本件写真デ</p>
---------------------------------------	--

ータの取扱は、通常の現地調査と引継資料の作成における記録写真に係る事務を想定しても、不自然ではない。とさせた関連各文書の写しの開示」。⑲「実施機関は、規則等で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定められている。このため、規則では、実施機関における行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄等について規定されており、一般の閲覧に供されている。との文書の閲覧』⑳「審査請求人が求める「条例に適用していると言う根拠文書」について、審査請求人が一般の閲覧に供している同規則を請求しているのか、根拠となる個別文書を請求しているのか判然としない部分はあるが、仮に前者とした場合は、規則第13条第1項及び第2項において保存期間が1年未満の行政文書の廃棄について規定がされており、当該規則は、一般の閲覧に供する文書である。そのため、条例第17条第3項により、市立図書館その他これに類する市の施設において閲覧等ができる文書に本条例は適用せず、開示請求の対象とは解されない。また、後者とした場合は、前述のとおり、「事務処理上不要になった時点で廃棄を行うものとする」という当該規則に基づく事務取扱であり、個別文書による事務決裁処理は行っていないため当該文書について、作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。と有るが、それでは何故、「平成20年11月5日に存在していない」と不開示との整合性が判る文書の写しの開示」。㉑『審査請求人は実施機関から具体的な日時を引き継いだという内容を含む文書回答があったと主張しており、当審査会においても、本件写真データを含む引継文書である本件建築相談票を見分した。見分の結果、用途地域等を記載した資料等において、具体的な日時の記載を確認したが、審査請求人が示した年月日及び日時と一致する記載は見受けられなかった。と有るが、審査請求人に示した年月日及び日時記載の決裁文書の写しの開示』㉒諮問件名第1406号「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10/H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである…とのことであるが、相談課と前審査課に平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データにより紙面にコピーしたものの写しの開示。」㉓「諮問第1409号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問第1410号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）したと言われる写真写しに開示」㉔弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真について平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答書の開示」。㉕『諮問第1414号「実施機関林文子横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく特定地番の…現場で写真を撮影します。の写真一式の写し、旭区白根特定番地所在の建築物について、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを調査した際に撮影した写真、紙に印刷したものでよい。の写しの開示」1旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。と記載し、平成24年6月15日付の開示請求書に対する決定通知書の写しの開示。同平成20年10月22日審査課F（のち安全課）へ手交した全文書名とその枚数の開示。同其の後、審査課から安全課と変遷した文書は現情報課が管理しているとのことである。情報課Qから審査課Fが受領した全文書名とその枚数の開示。同平成30年1月9日付請求に対する決定通知書の写しの開示。電話時に確認した平成30年1月26日付請求に対し、横情審へ決定通知書を送付した理由と送付した文書の開示。

61	2185 開示請求書の記載	<p>(1) 平成20年10月21日に写したなら、台風13号に備え補強した箇所が被写体に写らなければならないが、被写体に写っていない上に、平成20年10月21日に写したと言われている被写体に、当日不在だった本書請求人の私が写っている。其の外にも7か所に時節等の間違いがあることを、撮影したというQに指摘した。その時の血の気の引いた驚愕顔。平成20年10月21日に現地を調査し撮影したことは無く虚偽と指摘したところ無言になってしまったが「平成20年10月21日に調査し写したという写真絵一式の開示。」</p> <p>(2) 相談課は、既にN、E、H、Iが本人Qに、平成20年10月21日に写していないことを請求人の前でも聴取したことから、当時の審査課及び当時の道路課も虚言行為に対し、横浜市長所属V当時の審査課長が来宅し、まち建審第310号で「取り消した。」が、取り消した相談課は10月21日に写さないから、写真絵は引き継げなかったにも関わらず、写し引き継いだと云われる「平成20年10月21日に写した写真或は其の写真に紙に謄写したという絵の双方の開示を求める。」</p> <p>(3) 実施機関（林文字横浜市長）が、平成20年10月21日に写したと虚言を基に開示した写真絵のニラの花は天をむき満開で花盛りである。10月には稲穂のように垂れ下がる。時節を偽った被写体であると指摘している。平成20年10月21日に写したと言うなら、其の時節と被写体である写真絵において時節に整合性のある写真絵の開示を求める。」</p>
----	------------------	---

<p>62</p>	<p>2618 開示請求書の記載</p>	<p>①平成18年8月23日シェルビル内で違反対策課からの転送電話を受け作成した文書の開示。②其の文書(平成18年8月23日に受けた)内容に基づきB職員に調査を指示した文書の開示。③同案件を、審査課B職員が平成18年9月12日に調査し、「違反は無かった」と、Aに提出したA4文書の開示。④平成18年9月12日に調査結果をCに電話回答した際の応答文書の開示。⑤本書請求者に是正指導するなど、平成20年10月24日にFが起案し、A承認済、a承認済になっている文書は、平成28年12月14日、17時15分が過ぎ開示されたが支払いができずに相談課、審査課両実施機関により保管となった。「其の保管文書の開示」。⑥平成29年10月17日付で、A建築局建築指導部情報相談課長が承認済とした。建情第1184号、「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真について」と、A殿は建築局建築審査係長時(平成21年4月1日付人事異動で施設整備課課長補佐担当係長(計画担当)へ異動するまで在籍していた)に請求者との対話において、情報相談課QからFは写真を受領しなかったことを承知していたにも関わらず、現情報相談課長となった今は、「写したことにした処分決定通知書を承認済」としているが、一度も開示されたことが無い、『写した。調査をした。』などは虚言だから未開示は当然である。A情報相談課長の言質と事実と整合性があると開示請求者に判断できる根拠、理由、見解による相当の文書の開示」。⑦A情報相談課長は開示したが時間切れで他の保管することになった文書と合わせて開示することになった。保管することを請求者が承知した保管した公文書を「…担当課において作成したか不明で有り、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できないため」では済まされない。あくまでも開示を求める。他の保管中の文書も「作成したか不明で有り、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できないため」と理由づけしているが、出鱈目すぎないか。両文書の開示請求。⑧平成20年10月22日に建築局建築審査係長時に情報相談課から受け取り承認済みとした全資料『16枚の開示』。⑨平成20年10月24日には⑧項文書は33枚通と承認済としている『33枚の文書』。⑩建情第1183号、平成20年10月21日に旭区白根戊地を撮影した写真の電子データは紙面に印刷した後は不要になるため消去した。と旭土木事務所所属が写真を紙面に印刷し平成20年10月10日に情報相談課に持参した。時節違いを指摘した写真絵を、写した写真は消去したなどと誤魔化し続けているが、「実施機関(相談課Q)は、写さないから写真は無い。従って一度も開示されたことが無い。しかしながらA課長、G係長が、写したとの主張し、相談課は、「平成20年10月10日のうちの写真」などと変えて開示決定を繰り返しているが、平成20年10月21日に写した写真を、『紙面に印刷したと言う写真絵の開示』。⑪・⑫項について『F起案、A承認済、a承認済にて決裁した裁決文書』の開示。⑬・『写さない写真をどの様にして紙面に写真絵とすることが出来るのか閲覧したい『写真及び写真絵一式の開示』。⑭、写真絵は時期外れの被写体、平成20年10月21日に写したとの主張に対し、『平成20年10月21日当日の風景、時間等の事実に対し整合性のある根拠、論拠等についての開示』。⑮A建築局建築指導部情報相談課長は、平成29年10月17日付・建情第1184号を承認しているが、平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」(平成29年9月27日)では「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22.12.10・H20.10.21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである。更に(H22.12.10・)と、年月日等を偽造記載した「審査文書」などと誤魔化した文書は開示されていないが、其の文書の開示。⑯平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」されて、平成29年9月27日送着文書の『平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータは、すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真。との文書に関係する事項、事象の文書の開示』。⑰⑱項に関するデータも写真も写真絵も一度も開示されていないが、「(H22.12.10・H20.10.21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである…と通知書の送付があった。『平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真。平成20年10月10日に旭区白根特定番地を撮影した写真双方の年月日記載の文書及びデータの開示』。⑲相談課と前審査課に「上述⑱項に記載された日時の写真文書に対し閲覧と視聴を開示請求する。」⑳㉑項記載した閲覧と視聴完了後、CDによる写しの交付を求める」。</p>
-----------	--------------------------	--

別表3 全部開示決定をした案件

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨	
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨	
1	2101	※別紙のとおり。	29. 3. 9	全部開示	29. 4. 12	建築計画概要書（第4旭特定番号）	実施機関が平成29年3月9日付にて、異文書を標題にして行った全部開示決定及び非開示決定の処分を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。	
				情報公開条例第10条第1項		-	平成4年4月6日に横浜市旭区白根甲地の地番で確認申請が出され、受付後確認のおりた概要書が存在するため、対象行政文書として特定し、開示決定した。建築計画概要書（第4旭特定番号）以外に、本件請求に係る行政文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。したがって、本件対象行政文書のほかに、審査請求人が主張する文書は存在しない。	
2	2112	<p>①建築局所属へ、下記建築主、○氏が提出した「建築申請書及び建築概要書」原議一式の閲覧請求。（閲覧後、必要により写しを希望する場合がある。）本書開示の席で、横情審から指摘され未交付文書になっていると連絡の申請書、概要書を受領します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> 建築主 氏名 ○ 住所 横浜市保土ヶ谷区丙地 敷地の位置 地名地番 横浜市旭区白根丁地 受付年月日 特定年月日 確認番号 1旭特定番号 </td> </tr> </table>	建築主 氏名 ○ 住所 横浜市保土ヶ谷区丙地 敷地の位置 地名地番 横浜市旭区白根丁地 受付年月日 特定年月日 確認番号 1旭特定番号	29. 9. 15	全部開示	29. 10. 25	建築計画概要書（第1旭特定番号）	偽造した文書だったり、特定した文書を加工した上で一部開示決定したり、隠蔽と虚偽文書の開示をしている。審査請求に係る処分を取り消し、請求文書を開示するように求める。
			建築主 氏名 ○ 住所 横浜市保土ヶ谷区丙地 敷地の位置 地名地番 横浜市旭区白根丁地 受付年月日 特定年月日 確認番号 1旭特定番号					
情報公開条例第10条第1項	-	審査請求人は「1旭特定番号」と記載していることから概要書（第1旭特定番号）の開示を求めていると行政文書を特定し開示している。本件対象行政文書は正規文書であり、本件対象行政文書のほかに、本件請求に係る行政文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。このほかには存在していない。						

3	2124	<p>下記建築主〇氏が提出した「建築申請書及び建築概要書」原議一式の閲覧請求</p>	29. 10. 3	全部開示	29. 11. 24	建築計画概要書（第1旭特定番号）	審査請求に係る処分の取り消しを求める。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築主 住所・氏名 横浜市保土ヶ谷区丙地 〇 敷地の位置 地名地番 横浜市旭区白根丁地 受付年月日、特定年月日、確認番号 1旭 特定番号、</p> </div> <p>本書開示時に横情審が指摘した申請書、概要書を受領します。（閲覧後、必要により写しを希望する。）『建築指導課旧審査課に限る』</p>		情報公開条例第10条第1項		—	開示請求書の記載から、対象文書を特定し、開示決定を行った。
4	2160	<p>平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。と、A建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載がない。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、「案内図・1枚・取得年月日の写しの開示」</p>	30. 7. 10	全部開示	30. 8. 10	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの案内図	虚偽虚言による偽造文書による開示決定などと非効率な税金の浪費を止めて、平成20年10月21日に調査や撮影したと言う調査書があると言うなら適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		—	開示請求書の文言から、対象行政文書を特定し全部開示した。

(別紙)

1	2101 開示 請求 書の 記載	<p>L 審査課長、T 道路課長との連名文書（建建道第 2334 号・平成 23 年 12 月 16 日）にて、審査課長が白根甲地に対し、平成 4 年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いました。と審査課長が平成 4 年と確認判断した道路審議票には作成年月日及び該当地場所在記載がない。①作成年月日及び該当地、場所の記載されている道路審議票の開示。②平成 4 年 3 月 11 日 R が持参した文書。③同年 3 月 12 日に甲地が持参した建築申請書概要書。④同年 4 月 6 日に甲地が持参した建築申請書概要書。⑤昭和 25 年 11 月 23 日に建築基準法第 42 条第 2 項が施行され 2 項道路になっている。と平成 4 年 4 月 22 日付書かせた誓約書。⑥平成 4 年 4 月 23 日建築を許可し、その日に送付した許可通知書の控え。⑦平成 4 年 5 月 3 日板塀を壊したことを確認し、金融公庫代行 α 信用金庫 β 支店宛送付した文書の控え。⑧平成 4 年 7 月 7 日建築状況、進捗形態を確認し、金融公庫代行 α 信用金庫 β 支店宛、J 現指導部長が送付した文書の控え。⑨平成 4 年 10 月不明日乙地 S 邸建築申請書概要書。⑩相談があったと弁明の建築物及び敷地について建築基準法の違反が認められ、まちづくり調整局建築審査部建築審査課が建築主や建築物の所有者に対し初期指導業務を行っていましたと弁明されているが、①違反箇所が何処にあって、②どのように調査確認されたか。各文書の開示。</p>
---	------------------------------	---

別表4 非開示決定とした案件

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
1	2088	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の敷地、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています。との確認文書一式の写し。	28.12.5	非開示	29.1.13	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の敷地、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています。との確認文書一式の写し（旭区白根甲地所在の建築物について調査し、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書）	審査請求にかかる処分を取り消し、担当課において作成しておらずなどは虚言。実施機関は、請求人宅には違反が無いにも関わらず「建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています」と弁明され、甲地の資料を調査確認した上で、現地調査確認を平成20年10月21日に行った。と虚言を基に違反勧告文書を送付された文書。全部開示をされるよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	建築情報課において作成した資料は、「建築相談票・引継票」として建築安全課に引継ぐ。これ以外に建築物について調査し、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書は存在しない。このため、対象とされた行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
2	2089	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に	28.12.5	非開示	29.1.13	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）、市民からの相談に係る	審査請求にかかる処分を取り消し、担当課において作成しておらずなどは虚言。既に請求人は違反が無いにも関わらず、実施機関が甲地の資料を調査した上で現

		基づく建築物の敷地、構造及び建築設備について甲地の資料調査及び現地調査を行い、との調査文書一式の写し				事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備について甲地の資料調査及び現地調査を行い、との調査文書一式の写し（旭区白根甲地所在の建築物について調査した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書）	地調査を平成 20 年 10 月 21 日に行ったことにされ、違反勧告文書を送付されている。全部開示をされるよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	建築情報課において作成した資料は、「建築相談票・引継票」として建築安全課に引継ぐ。これ以外に建築物について調査した文書は存在しない。このため、対象とされた行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
3	2090	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）の第 1 項（2）、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物について甲地の建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています。の確認文書一式写し	28. 12. 5	非開示	29. 1. 13	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）の第 1 項（2）、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物について甲地の建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています。の確認文書一式写し（旭区白根甲地所在の建築物について調査し、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書であり、建築相談票・引継票以外の文	審査請求にかかる処分を取り消し、担当課において作成しておらずなどは虚言。既に請求人は違反が無いにも関わらず、実施機関から違反勧告文書を送付されている。全部開示するよう求める。

						書)	
				情報公開条例第10条第2項		-	建築情報課において作成した資料は、「建築相談票・引継票」として建築安全課に引継ぐ。これ以外に建築物について調査し、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書は存在しない。このため、対象とされた行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
4	2091	実施機関林文子横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の……相談を受けた文書一式の写し	28.12.5	非開示	29.1.13	実施機関林文子横浜市長弁明書、建建安第758号(平成28年10月21日)の第1項(2)、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の……相談を受けた文書一式の写し(旭区白根甲地所在の建築物について建築相談を受けた際に作成した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書)	審査請求にかかる処分を取り消し、担当課において作成しておらずなどは虚言。請求人宅に違反は無いにも関わらず「建築基準法に違反する疑いがある相談を受け、甲地の資料を調査確認した上で、現地調査確認を平成20年10月21日に行った。との虚言を基に違反勧告文書を送付された根幹文書。実施機関が虚偽開示された平成20年12月2日や10月27日、翌21年3月19日文書では、10月24日付で請求人へ勧告されていることと全く整合性が無い。全部開示をされるよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	建築情報課において作成した資料は、「建築相談票・引継票」として建築安全課に引継ぐ。これ以外に建築物について建築相談を受けた際に作成した文書は存在しない。このため、対象とされた行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

5	2092	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）の第 1 項（2）、市民からの相談に係る事務について、建築基準法に基づく建築物・・・について甲地の建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています。の確認文書写し	28. 12. 5	非開示	29. 1. 13	実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）の第 1 項（2）、市民からの相談に係る事務について、建築基準法に基づく建築物・・・について甲地の建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています。の確認文書写し（旭区白根甲地所在の建築物について調査し、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書）	審査請求にかかる処分を取り消し、担当課において作成しておらずなどは虚言。請求人宅に違反は無いにも関わらず「建築基準法に違反する疑いがある建築物か相談を受け、甲地の資料を調査確認した上で、現地調査確認を平成 20 年 10 月 21 日に行った。其の確認文書の開示を求めている。違反勧告書を送付された際に、実施機関は平成 20 年 12 月 2 日や 10 月 27 日、翌 21 年 3 月 19 日文書を提供した。平成 20 年 10 月 24 日付で請求人へ勧告されていることと全く整合性が無く、作成しておらず等の言質。正当文書を全部開示されるよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	建築情報課において作成した資料は、「建築相談票・引継票」として建築安全課に引継ぐ。これ以外に建築物について調査し、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを確認したことを記した文書は存在しない。このため、対象とされた行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
6	2093	④実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）の第 1 項（2）、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の・・・相談を受けた文書一式の写しに対し、上述記番号を異にした情報課から『旭区白根甲地所在の建築物について、建築相談を受け	28. 12. 27	非開示	29. 2. 3	④ 実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）の第 1 項（2）、市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく建築物の・・・相談を受けた文書一式の写しに対し、上述記番	実施機関は、本件審査請求にかかる処分を取り消し、担当課において作成しておらずなどの虚言。実施機関は、請求人宅には違反が無いにも関わらず「建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしています」と弁明、更に甲地の資料を調査確認した上で、現地調査確認を平成 20 年 10 月 21 日に行った。と虚

		た際に作成した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書』であることを確認したは虚言、又標題を変えた非開示決定が有ったが、平成 20 年 10 月 21 日に相談した文書の請求である。先に開示した文書ではない。				号を異にした情報課から『旭区白根甲地所在の建築物について、建築相談を受けた際に作成した文書であり、建築相談票・引継票以外の文書』であることを確認したは虚言、又標題を変えた非開示決定通知が有ったが、平成 20 年 10 月 21 日に相談した文書の請求である。先に開示した文書ではない。	言を基に違反勧告文書を送付された文書。存在が確認できないためなどでは、他課に渡していることと整合性がない。全部開示されるよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	本件対象文書は、建築情報課において作成しておらず、また執務室及び書庫を探したが存在を確認できなかったことから、保有していないため、非開示とした。
7	2094	A 実施機関林文字横浜市長の弁明書、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）の第 1 項（2）、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（以下「建築安全課」・へ提供し、の提供された文書の写しに対し、『旭区白根甲地所在の建築物について建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課』へ提供した文書（建築相談票・引継票ではない）であることを確認したは虚言、又標題を変え非開示決定通知が有ったが、平成 20 年 10 月 21 日に渡した文書の請求である。開示した 12 月等の文書ではな	28. 12. 27	非開示	29. 2. 3	A 実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第 758 号（平成 28 年 10 月 21 日）の第 1 項（2）、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（以下「建築安全課」・へ提供し、の提供された文書の写しに対し、『旭区白根甲地所在の建築物について建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課』へ提供した文書（建築相談票・引継票ではない）であることを確認したは虚言、又	本件審査請求にかかる処分を取り消し、担当課において作成しておらず保有していないため、などと虚言による隠蔽を図るなどせず、請求人は違反が無いにも関わらず、実施機関が甲地の資料を調査した上で、現地調査も平成 20 年 10 月 21 日に行ったは被写体等の違い及び提供した職員が名乗り出ていることから実施機関が弁明をされているが、実施機関は違反勧告文書を他課に送付させている。本件に関する文書の全部を開示されるよう求める

		い。				<p>標題を変え非開示決定通知が有ったが、平成20年10月21日に渡した文書の請求である。開示した12月等の文書ではない。</p>	
				情報公開条例第10条第2項		-	<p>本件対象文書は、建築情報課において作成しておらず、また執務室及び書庫を探したが存在を確認できなかったことから、保有していないため非開示とした。</p>
8	2095	<p>実施機関（横浜市長名）による弁明書（建建情第230号）情報課から審査課へ手交した写真及び文書について、建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と弁明されたが、10月10日に資料とA4紙に写真を印刷し、他機関が持参したのは計9通。提出を受けた全9通の文書の開示。</p>	28.12.22	非開示	29.3.2	<p>実施機関（横浜市長名）による弁明書（建建情第230号）情報課から審査課へ手交した写真及び文書について、建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と弁明されたが、10月10日に資料とA4紙に写真を印刷し、他機関が持参したのは計9通。提出を受けた全9通の文書の開示。</p>	<p>実施機関は、平成29年1月11日午後3時開示などと請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通りの文書原義一式写しを開示するよう求める。</p>
				情報公開条例第10条第2項		-	<p>本件対象文書は、執務室及び書庫を探したが存在が確認できなかったことから、保有していないため非開示とした。</p>

9	2100	<p>平成 20 年 10 月 21 日に写した写真は行政文書として保存期間は 1 年で運用していましたが、平成 24 年度からは横浜市行政文書管理規則（平成 12 年 3 月横浜市規則第 25 号）により、「建築及び開発に関する相談関係資料（3 年）」としています。なお、写真の電磁記録については、紙面に印刷した後は不要となるため、消去しています。紙面で作成した報告資料の保存期間について、本来であれば「建築及び開発に関する相談関係資料（3 年）」に該当し、3 年保存すべき行政文書であったところを、実際は軽易な行政文書として 1 年保存した後に廃棄する運用としていたと審査会に回答した写真、印刷絵、運用規則写し</p>	29. 3. 13	非開示	<p>平成 20 年 10 月 21 日に写した写真は行政文書として保存期間は 1 年で運用していましたが、平成 24 年度からは横浜市行政文書管理規則（平成 12 年 3 月横浜市規則第 25 号）により、「建築及び開発に関する相談関係書類（3 年）」としています。なお、写真の電磁記録については、紙面に印刷した後は不要となるため、消去しています。紙面で作成した報告資料の保存期間について、本来であれば「建築及び開発に関する相談関係書類（3 年）」に該当し、3 年保存すべき行政文書であったところを、実際には軽易な行政文書として 1 年保存した後に廃棄する運用としていたと審査会に回答した運用規則写し</p>	<p>請求とは異なる標題にした上で、実施機関が平成 29 年 3 月 13 日付で行った一部開示決定及び非開示決定の処分を取り消し、請求通りの正規文書に基づいた開示決定を求める。</p>
---	------	---	-----------	-----	---	---

				情報公開条例第10条第2項		-	本来であれば、平成24年度の横浜市行政文書管理規則に基づき、3年保存すべき行政文書であったところを、実際には軽易な行政文書として1年保存し、廃棄をしてしまっていた。そのため、本件対象の行政文書については作成しておらず保有していないため、非開示とした。
10	2102	※別紙のとおり。	29.3.9	非開示	29.4.12	③同年3月12日に甲地が持参した建築申請書概要書。⑨平成4年10月不明日乙地S邸建築申請書概要書。	実施機関が平成29年3月9日付にて、異文書を標題にして行った全部開示決定及び非開示決定の処分を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	横浜市旭区白根甲地の地番へ平成4年3月12日及び横浜市旭区白根乙地の地番へ平成4年10月不明日で提出された建築確認申請について確認したところ、該当する確認申請の存在が確認できなかった。このため本件請求に係る概要書は、建築確認申請に添付する図書であることから、建築確認申請が提出されなければ存在しないため非開示とした。
11	2114	①平成20年10月10日情報課へ旭土木事務所所属（Z）が持参した文書一式（写真）及びX宅の建築概要書も含む）の開示。②平成20年10月10日旭土木事務所所属（Z）が持参した文	29.9.15	非開示	29.10.25	平成20年10月10日情報課へ旭土木事務所所属（Z）が持参した文書一式（写真及びX宅の建築概要書も含む）の開示。	審査請求にかかる処分を取り消し、請求文書を開示するように求める。

		書に合わせ、情報課所属（Q）が平成20年10月10日に作成したと開示の平成20年12月2日付文書と相談票・引継票以外に作成した文書一式の開示。③平成20年10月21日に調査し写真も写し、平成20年10月22日、13時10分とも14時10分とも言われる時間に、「当時の審査課へ引き継いだ文書一式の開示。」		情報公開条例第10条第2項		—	本件対象行政文書については、取得したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在を確認できなかったことから、保有していないため非開示とした。
12	2115	同上	29. 9. 15	非開示	29. 10. 25	平成20年10月10日旭土木事務所所属（Z）が持参した文書に合わせ、情報課所属（Q）が平成20年10月10日に作成したと開示の平成20年12月2日付文書と相談票・引継票以外に作成した文書一式の開示。	審査請求に係る処分を取り消し、請求文書を開示するように求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	本件対象行政文書については、取得したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在を確認できなかったことから、保有していないため非開示とした。
13	2120	横情審第624号平成29年8月25日付）横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申書に虚偽記載がある。建築局所属は旭区役所建築課L・Jが確認し新築した家屋に対し、「平成20年10月21日に現地写真を写した」と6月の写真絵を基に違反勧告をした。21日に写さないから一度も開示したことがないにも関わらず、「・写真は平成24年2月28日付にて開示写真	29. 9. 15	非開示	29. 10. 25	平成20年10月21日に旭区白根戊地を撮影した写真の電子データ	審査請求に係る処分を取り消し、請求文書を開示するように求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	本件対象文書については、紙面に印刷したものを行政文書として保存しており、写真の電子データは紙面に印刷した後は不要となるため、消去している。したがって、対象行政文書は保有していないため非開示とした。

		(H22、12、10・H20、10、21撮影) は現場調査の際に記録として撮影した ものである…との通知書の送付が本書 請求人に有ったから、開示請求をして いる。『現地写真を平成20年10月21 日に写したという写真及びデータの開 示請求』				
14	2121	平成29年8月25日付の横情審答申書 「棄却」の平成29年9月27日送着に よると、①「平成20年10月21日に旭 区白根特定番地を撮影した写真のデー タ②（すでに審査文書により写真は平 成24年2月28日付にて開示写真③ (H22.12.10・・・④H20.10.21撮影)は 現場調査の際に記録として撮影したも のである・・・と通知書の送付がある。 相談課と前審査課に上述日時の写真の 閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、 CDによる交付を求める。念を押すが紙 面にコピーしたものは不可とする。）」 他の一部開示決定及び非開示決定に対 する審査請求の諮問・①「平成20年10 月21日に旭区白根特定番地を撮影し た写真のデータの開示	29.10.16	非開示 情報公開条例第 10条第2項	29.11.20 —	平成20年10月21日に旭区 白根戊地を撮影した写真のデー タ 平成29年8月25日付の横情審答申書第 1406号から1434号に係る諮問案件名から 対象行政文書を特定。 本件対象文書については、紙面に印刷し たものを行政文書として保存しており、 写真の電子データは紙面に印刷した後は 不要となるため、消去している。したが って、対象行政文書は保有していないた め非開示とした。
15	2123	平成29年8月25日付の横情審答申書 「棄却」の平成29年9月27日送着に よると、「平成20年10月21日に旭区 白根特定番地を撮影した写真のデー	29.10.16	非開示	29.11.20	平成29年8月25日付の横情 審答申書「棄却」の平成29 年9月27日送着によると、 「平成20年10月21日に旭

		②（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真②（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付文書及び同③（H22.12.10・文書・同④H20.10.21撮影）文書。②③④文書の開示。⑤相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し開示が無い各項再請求す。				区白根特定番地を撮影した写真のデータ②（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真②（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付文書及び同③（H22、12、10・文書）文書	
				情報公開条例第10条第2項		—	対象文書は、平成24年2月28日に開示した写真及び平成22年12月10日付の審査請求人に係る文書一式で、このうち写真については、当日開示を実施した事実はなく、作成したか不明で、執務室及び書庫等を探したが、保有していないため非開示とし、審査請求人にかかる文書一式については、作成又は取得したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できず、保有していないため非開示とした。
16	2130	横情審第624号平成29年8月25日付) 答申書に「平成20年10月21日に現地写真を写した。」「・・・写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22、12、10・H20、10、21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである。と記載がある。①「・・・写真は平成24年2月28日付にて開示写真・・・②(H22、12、10・・・との記載に係る文書の開示。③・H20、10、21撮影)。(閲覧後、必要により写しを希望する。)」旧審査課に限	29.10.3	非開示	29.11.24	横情審第624号平成29年8月25日付) 答申書に「平成20年10月21日に現地写真を写した。」「・・・写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22、12、10・H20、10、21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである。と記載がある。①「・・・写真は平成24年2月28日付にて開示写真・・・②(H22、12、10・・・との記載	非開示決定の処分の取り消しを求める。

		る」。				に関する文書の開示。	
				情報公開条例第10条第2項		—	平成24年2月28日に開示した写真及び平成22年12月10日付の審査請求人に係る文書一式については、作成又は取得したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できず、保有していないため非開示とした。
17	2131	①平成20年10月10日情報課へ旭土木事務所所属（Z）が持参し、10月22日に審査課が引き継いだA4用紙19枚の開示。『建築指導課に限る』	29.10.3	非開示	29.11.24	平成20年10月10日情報課へ旭土木事務所所属（Z）が持参し、10月22日に審査課が引き継いだA4用紙19枚の開示。	非開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	当該開示請求に係る行政文書については、取得したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できないため非開示とした。
18	2132	②平成20年10月10日旭土木事務所所属（Z）が持参した文書に合わせ、情報課所属（P）が平成20年10月10日に作成したと開示されている平成20年12月2日付文書と相談票・引継票以外に作成した文書一式の開示。「建築指導課に限る。」	29.10.3	非開示	29.11.24	平成20年10月10日に旭土木事務所所属（Z）が持参した文書に合わせ、情報課所属（P）が平成20年10月10日に作成したと開示されている平成20年12月2日付文書と相談票・引継票以外に作成した文書一式の開示。	審査請求に係る処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	当該開示請求に係る行政文書については、担当課において作成したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できないため非開示とした。

19	2134	4項、平成29年10月17日付等、A建築局建築指導部情報相談課長殿には文書を多数頂いていることについて開示請求をさせて頂く。建情第1184号を承認しているが、平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」（平成29年9月27日）について「平成29年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・・・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである。（H22.12.10・・・）と、年月日等を偽造した「審査文書」の開示。	29.11.1	非開示	29.12.27	4項、平成29年10月17日付等、A建築局建築指導部情報相談課長殿には文書を多数頂いていることについて開示請求をさせて頂く。建情第1184号を承認しているが、平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」（平成29年9月27日）について「平成29年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・・・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである。（H22.12.10・・・）と、年月日等を偽造した「審査文書」の開示。	実施機関は、非開示決定通知書4項「根拠規定を適用する理由」欄において、「当該開示請求に係る行政文書については、作成しておらず、存在しないため」と、諮問行為を蔑ろにした整合性の無い虚言にて行った。建情第1297号（平成29年11月1日付）にかかる非開示決定の処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	年月日等を偽造した審査文書については、作成しておらず、存在しないことから、保有していないため非開示とした。
20	2143	建築局長①7コマの写真絵を平成20年10月21日に写した写真データから作成し、平成20年10月24日違反勧告されたそうだが、紙に写したと言われる物置を壊した空道を道路だと写した写真絵中の㊸番と付され、道路でもない県有地から写した写真絵の開示。	29.11.27	非開示	30.1.17	建築局長①7コマの写真絵を平成20年10月21日に写した写真データから作成し、平成20年10月24日違反勧告されたそうだが、紙に写したと言われる物置を壊した空道を道路だと写した写真絵中の㊸番と付され、道路でもない県有地から写した写真絵の開	実施機関が行った処分の取り消しを求める。

						示。	
				情報公開条例第10条第2項		—	㊸と付された写真については、作成しておらず、存在しないことから、保有していないため非開示とした。
21	2144	建築局長㊸7コマの写真絵を平成20年10月21日に写した写真データから作成したそうだが、紙に写したと言われる6コマの写真絵が、日付けを遡った平成20年10月10日に作成出来たのか不承知だが、写真絵中7コマ目に付された写真絵の開示。	29.11.27	非開示	30.1.17	建築局長㊸7コマの写真絵を平成20年10月21日に写した写真データから作成したそうだが、紙に写したと言われる6コマの写真絵が、日付けを遡った平成20年10月10日に作成出来たのか不承知だが、写真絵中7コマ目に付された写真絵の開示。	実施機関が行った処分の取り消しを求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	保有している写真は全部で6枚であり、7枚目の写真は作成しておらず、存在しないことから、保有していないため非開示とした。
22	2151	違反対策課D課長による建築局、道路局、環境局合同の開示の席で、情報課H・Iが建築道路課において謝罪した際に提出した調査をしてないからと閲覧の有った非開示通知書の開示を求める。情報課。	30.4.9	非開示	30.5.11	違反対策課D課長による建築局、道路局、環境局合同の開示の席で、情報課H・Iが建築道路課において謝罪した際に提出した調査をしてないからと閲覧の有った非開示通知書の開示を求める。情報課。	非開示とした処分を取り消し、請求に係る文書を適切に特定し、請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		—	H・I両名が情報相談課に在籍した平成24年度及び平成25年度の開示請求に係るすべての行政文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に規定する行政文書分類表（共通）に基づき、いずれも保存年

							限1年であることから、保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。
23	2152	※別紙のとおり	30. 5. 23	非開示	30. 6. 28	(1) 開示請求書の記載①。 (2) 開示請求書の記載②。 (3) 開示請求書の記載⑥。 (4) 開示請求書の記載⑧。 (5) 開示請求書の記載⑨。 (6) 開示請求書の記載⑱。 (7) 開示請求書の記載㉔。 (8) 開示請求書の記載㉕。 (9) 開示請求書の記載㉖。 (10) 1 旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2 上記文書に付随して同所等を撮影した写真の一切。と記載し、平成 24 年 6 月 15 日付の開示請求書に対する決定通知書の写し	本件に対する処分を取り消し、開示年月日等を記載した上で請求した文書を適切に特定し、その請求文書の開示を求める。
				(1)～(5)及び(7)～(10) 情報公開条例第10条第2項 (6) 同条例第17条第3項		(1)～(5)及び(7)～(10) - (6) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申(答申第1406号から第1424号まで)	(1)該当する写真は撮影した事実もなく、存在していないためという理由で非開示決定をした事実はないため、作成しておらず存在しないことから、保有していないため非開示とした。 (2)及び(3) 作成しておらず存在しないことから、保有していないため非開示とした。 (4)通常、文書を印刷する際に印刷日時を記録する運用はしていない。写真データ

						<p>は紙面に印刷した後は不要になるため消去しており、写真の撮影時刻について、写真データ以外の文書を作成して記録する運用もしていない。審査請求文書についても、通常の運用通り、写真の印刷日時及び撮影時刻を記録しておらず、写真データは消去している。そのため、当該開示請求に係る対象文書は、作成しておらず存在していないことから、保有していないため非開示とした。</p> <p>(5) 通常、紙に印刷したため不要になった写真データを消去する際に消去日時を記録する運用はしていない。審査請求文書の写真についても通常の運用のおり、消去日時を記録していない。そのため、当該開示請求に係る行政文書については、作成しておらず存在していないことから、保有していないため非開示とした。</p> <p>(6) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申は、横浜市立図書館その他これに類する横浜市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保有しているものであるため、条例適用外の文書に該当するため非開示とした。</p> <p>(7)及び(8) 作成しておらず存在していないことから、保有していないため非開示とした。</p> <p>(9) 情報相談課では作成しておらず、保有していないため非開示とした。</p>
--	--	--	--	--	--	--

							(10)横浜市行政文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表(共通)に基づき、保存年限1年経過により廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。
24	2172	①平成20年10月21日建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課所属Qが旭区白根戊地の現地調査をし写真も写したとの文書が全く開示されたことが無い。開示されない理由の論拠及び根拠の開示。②同日に写した写真等を平成20年10月22日に、(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)へ手渡した文書の内訳(平成20年10月21日に調査日、撮影日、枚数、文書の名称、文書取得日)を記載した文書を郵送により開示。③平成20年10月24日付まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を出した後に取消書を出された「論拠及び根拠の開示」	30.7.23	非開示	30.8.24	「②同日に写した写真等を平成20年10月22日に、(平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課)へ手渡した文書の内訳(平成20年10月21日に調査日、撮影日、枚数、文書の名称、文書取得日)を記載した文書を郵送により開示。」のうち、「調査日」、「撮影日」及び「文書取得日」	本件に対する処分を取り消し、平成20年10月21日に調査し、写した写真文書を適切に特定した上で、請求者の請求している文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	建築相談票・引継票の内訳で、調査日、撮影日及び文書取得日が記載された文書は、作成しておらず、存在しないことから、保有していないため非開示とした。
25	2173	①平成20年10月21日建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課所属Qが旭区白根戊地の現地調査をし写真も写したとの文書が全く開示されたことが無い。開示されない理由の論拠及び根拠の開示。②同日に写した写真等を平成20年10月22日に、(平成20年当時はま	30.7.23	非開示	30.8.24	①平成20年10月21日建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課所属Qが旭区白根戊地の現地調査をし写真も写したとの文書が全く開示されたことが無い。開示されない理由の論拠及び根拠の開示。	本件に対する処分を取り消し、平成20年10月21日に調査し、写した写真文書を適切に特定した上で、請求者の請求している文書の開示を求める。

		ちづくり調整局建築審査部建築審査課)へ手渡した文書の内訳(平成20年10月21日に調査日、撮影日、枚数、文書の名称、文書取得日)を記載した文書を郵送により開示。③平成20年10月24日付まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を出した後に取消書を出された「論拠及び根拠の開示」		情報公開条例第10条第2項	-	「平成20年10月21日建築情報課(平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課所属Qが旭区白根戊地の現地調査をし写真も写したとの文書)は、「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)」と特定でき、当該文書は過去に開示請求に対し一部開示決定をしており、「開示されない理由の論拠及び根拠」については、作成しておらず、存在しないことから、保有していないため非開示とした。	
26	2174	A建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成18年8月23日、同局違反対策課あてに陳情された案件について、①同課、W課長から回送電話を受け、Cの陳情を受け付け文書化した。文書化された文書は「審査課K、Y」及び「相談課U」より開示されたが、②同陳情に対し、Aが平成18年9月12日に審査課Bに調査させ「違反行為は無い」と報告を受けた文書を探し一緒に開示すると保留保管になっている①②の文書。Aに限る。敬称略	30.7.10	非開示	30.9.4	A建築局建築指導部情報相談課長は、横浜市まちづくり調整局建築審査部建築審査課検査係担当係長時の平成18年8月23日、同局違反対策課あてに陳情された案件について、①同課、W課長から回送電話を受け、Cの陳情を受け付け文書化した。文書化された文書は「審査課K、Y」及び「相談課U」より開示されたが、②同陳情に対し、Aが平成18年9月12日に審査課Bに調査させ「違反行為は無い」と報告を受けた文書を探し一緒に開示すると保留保管になっている①②の文書。Aに限る。	非開示決定の処分を取り消し、請求文書を特定し開示をするよう求める。

				情報公開条例第10条第2項		-	平成18年8月23日、同局違反對策課あてに陳情された案件に関する文書のうち、開示をするとして保留保管になっている文書については、担当課において作成したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、当該請求行政文書の存在が確認できないため非開示とした。
27	2175	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。とA建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で、まずは「住宅地図・1枚・取得年月日の写しの開示」	30.7.10	非開示	30.9.4	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。とA建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で、まずは「住宅地図・1枚・取得年月日の写しの開示」	非開示処分を取り消し、実施機関は取得年月日を記載するだけとなっている文書を特定し、其の特定した各文書について開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	当該請求行政文書のうち住宅地図については、取得年月日を記載したものを作成しておらず存在しないことから、保有していないため非開示とした。
28	2176	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。とA建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載がない。故意に隠蔽したと思	30.7.10	非開示	30.9.4	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。とA建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には	非開示処分を取り消し、実施機関は取得年月日を記載するだけとなっている文書を特定し、其の特定した各文書について開示を求める。

		いたくない。文書名の幅を詰めた上で、まずは「公図・2枚・取得年月日の写しの開示」				約束させて頂いた取得年月日の記載がない。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名の幅を詰めた上で、まずは「公図・2枚・取得年月日の写しの開示」	
				情報公開条例第10条第2項		-	当該請求行政文書のうち公図については、取得年月日を記載したものを作成しておらず存在しないことから、保有していないため非開示とした。
29	2177	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。とA建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で、「建築計画概要書・8枚・取得年月日の写しの開示」	30.7.10	非開示	30.9.4	平成30年6月4日にお問い合わせのあった…保有の文書名及びその内訳は以下のとおりです。とA建築局建築指導部情報相談課長が（建情第498号・平成30年6月18日付）送付の有った各文書には約束させて頂いた取得年月日の記載が無い。故意に隠蔽したと思いたくない。文書名を詰めた上で、「建築計画概要書・8枚・取得年月日の写しの開示」（建情第498号（平成30年6月18日付）に記載した建築計画概要書・8枚のうち「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」のうち建築計画概要書（平成17年11月22日確認済書交付分）」を除く）	非開示処分を取り消し、実施機関は取得年月日を記載するだけとなっている文書を特定し、其の特定した各文書について開示を求める。

				情報公開条例第10条第2項		-	当該請求行政文書のうち建築計画概要書については、平成17年11月22日確認済証交付分を除いて、取得年月日を記載したものを作成しておらず存在しないことから、保有していないため非開示とした。
30	2181	③情報課が開示を請求され、情報課は審査課に渡したから、紙に印刷した写真絵は無いと言い、N課長が、T道路課長の立会の元、審査課から借りてきたと開示した紙に印刷した写真絵の開示。	30.9.26	非開示	30.10.26	③情報課が開示を請求され、情報課は審査課に渡したから、紙に印刷した写真絵は無いと言い、N課長が、T道路課長の立会の元、審査課から借りてきたと開示した紙に印刷した写真絵の開示。	請求外文書及び請求内容について虚偽の細工をした上で非開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	平成23年度の開示請求に係る全ての行政文書は、横浜市行政文書管理規則第10条第4項に基づき制定する行政文書分類表(共通)により、保存年限の1年が経過したことにより廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。
31	2182	①旭土木事務所所属Zが平成20年10月10日の電柱移設工事が8時15分に中止になった。直後の平成20年10月10日午前9時20分に、情報課に持ち込んだ紙に印刷した写真絵の開示。 (旭土木事務所所属Zが持ち込んだ紙に印刷した写真絵の写真は、旭土木事務所が既にCDにて開示をしている。)	30.9.26	非開示	30.10.26	①旭土木事務所所属Zが平成20年10月10日の電柱移設工事が8時15分に中止になった。直後の平成20年10月10日午前9時20分に、情報課に持ち込んだ紙に印刷した写真絵の開示。(旭土木事務所所属Zが持ち込んだ紙に印刷した写真絵の写真は、旭土木事務所が既にCDにて開示をしている。)	請求外文書及び請求内容について虚偽の細工をした上で非開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。

				情報公開条例第10条第2項		-	旭土木事務所職員が平成20年10月10日に情報相談課に持ち込んだ紙に印刷した写真については、取得したか不明であり、執務室及び書庫を探したが、存在が確認できないため非開示とした。
32	2183	④情報課が、20.10.21と印字の無かった紙に印刷した写真絵の枠外に20.10.21と印字し直した紙に印刷した写真絵の開示。	30.9.26	非開示	30.10.26	④情報課が、20.10.21と印字の無かった紙に印刷した写真絵の枠外に20.10.21と印字し直した紙に印刷した写真絵の開示。	請求外文書及び請求内容について虚偽の細工をした上で非開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	調査報告書作成に係る事務処理については、紙に写真を印刷した後、直ちに20.10.21とスタンプにて日付を入れているため、20.10.21と印字し直した紙に印刷した写真絵は作成してらず、保有していないため非開示とした。
33	2184	⑤情報課が、20.10.21と印字する前と印字後、紙に印刷した写真絵双方の開示。	30.9.26	非開示	30.10.26	⑤情報課が、20.10.21と印字する前と印字後、紙に印刷した写真絵双方の開示。	請求外文書及び請求内容について虚偽の細工をした上で非開示決定をした本件処分を取り消し、条例の適用通り情報公開法に基づき、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、其の請求文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	調査報告書作成に係る事務処理については、紙に写真を印刷した後、直ちに20.10.21とスタンプにて日付を入れているため、印字する前の写真絵及び20.10.21と印字後に紙に印刷した写真絵は作成してらず、保有していないため非開示とした。

34	2187	※別紙のとおり	30. 10. 5	非開示	30. 12. 14	<p>(1) ※開示請求書の記載②に係る部分</p> <p>(2) ※開示請求書の記載③に係る部分</p> <p>(3) ※開示請求書の記載④に係る部分</p> <p>(4) ※開示請求書の記載⑥に係る部分</p> <p>(5) ※開示請求書の記載⑦に係る部分</p> <p>(6) ※開示請求書の記載⑭に係る部分</p> <p>(7) ※開示請求書の記載⑮に係る部分</p> <p>(8) ※開示請求書の記載⑯～⑰のうち、写真データに係る部分</p> <p>(9) ※開示請求書の記載⑱～⑳のうち、年月日記載の文書及びデータに係る部分</p>	非開示決定をした本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、請求した文書の開示を求める。
				情報公開条例第10条第2項	-	<p>(1) 当該請求に係る行政文書については、担当課において作成したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在を確認できないため非開示とした。</p> <p>(2) 当該請求に係る行政文書については、担当課において作成したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在を確認できないため非開示とした。</p> <p>(3) 当該請求に係る行政文書については、担当課において作成したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在</p>	

						<p>を確認できないため非開示とした。</p> <p>(4)「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真」について、当該文書は過去に開示請求人に対し一部開示決定を行っており、「一度も開示されたことが無い」ことを前提とした「A情報相談課長の言質と事実と整合性があると開示請求者に判断できる根拠、理由、見解による相当の文書」は作成しておらず存在しないことから、保有していないため非開示とした。</p> <p>(5)当該請求に係る行政文書については、担当課において作成したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在を確認できないため非開示とした。</p> <p>(6)当該開示請求に係る行政文書は、作成しておらず、存在しないことから、保有していないため非開示とした。</p> <p>(7)当該請求に係る行政文書については、担当課において作成又は取得したか不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在を確認できないため非開示とした。</p> <p>(8)当該開示請求に係る行政文書については、紙面に印刷したものを行政文書として保管しており、写真データは紙面に印刷した後は不要となるため消去していることにより、保有していないため非開示とした。</p> <p>(9)当該請求に係る行政文書については、担当課において作成又は取得したか</p>
--	--	--	--	--	--	---

							不明であり、執務室及び書庫等を探したが、存在を確認できないため非開示とした。
--	--	--	--	--	--	--	--

(別紙)

10	2102 開示請 求書の 記載	<p>L 審査課長、T 道路課長との連名文書（建建道第 2334 号・平成 23 年 12 月 16 日）にて、審査課長が白根甲地に対し、平成 4 年作成の道路審議票の中で「今後建築確認時には後退を指導する」という方針が出されたためこの判断に基づき、道路後退の指導を行いました。と審査課長が平成 4 年と確認判断した道路審議票には作成年月日及び該当地場所が記載がない。①作成年月日及び該当地、場所の記載されている道路審議票の開示。②平成 4 年 3 月 11 日 R が持参した文書。③同年 3 月 12 日に甲地が持参した建築申請書概要書。④同年 4 月 6 日に甲地が持参した建築申請書概要書。⑤昭和 25 年 11 月 23 日に建築基準法第 42 条第 2 項が施行され 2 項道路になっている。と平成 4 年 4 月 22 日付書かせた誓約書。⑥平成 4 年 4 月 23 日建築を許可し、その日に送付した許可通知書の控え。⑦平成 4 年 5 月 3 日板塀を壊したことを確認し、金融公庫代行 α 信用金庫 β 支店宛送付した文書の控え。⑧平成 4 年 7 月 7 日に建築状況、進捗形態を確認し、金融公庫代行 α 信用金庫 β 支店宛、J 現指導部長が送付した文書の控え。⑨平成 4 年 10 月不明日乙地 S 邸建築申請書概要書。⑩相談があったと弁明の建築物及び敷地について建築基準法の違反が認められ、まちづくり調整局建築審査部建築審査課が建築主や建築物の所有者に対し初期指導業務を行っていましたと弁明されているが、①違反箇所が何処にあって、②どのように調査されたか。各文書の開示。</p>
----	--------------------------	--

<p>23</p> <p>2152</p> <p>開示請求書の記載</p>	<p>情報課に限る。①「1「旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。」「2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。」に対し、『該当する写真は撮影した事実も無く、存在していないため、と非開示決定した文書の閲覧』。②「其の後、建築相談に係る現地調査事務について、横浜市では市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時、現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影した調査資料も作成したと不開示している文書写しの開示」③『平成20年10月21日に現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存しているという。平成20年10月21日に撮影した写真を紙面に印刷したという。写しの開示」④「調査結果を基に確認し、建築情報課で作成し審査課へ平成20年10月22日にFに手交した資料。写しの開示」⑤「建築局建築指導部建築安全課（当時、現在の建築局建築指導部建築指導課。）に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。との行った指導に関する資料全ての開示」⑥平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び揮発に関する相談関係書類（1年）」としている。とのことであるが、平成20年11月5日に無いと開示されなかったことに関する資料の写しの開示。』⑦建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に現地調査を行った際、写真を撮影し、現地調査で撮影した写真データ（以下「本件写真データ」という。）を基に印刷した文書であると開示されない。実施機関は、当該文書に写された車のナンバープレートについて、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと説明しているが、実施機関情報課が写した写真データ或は写真の写しの開示。」⑧「写真データの印刷日時及び撮影時刻が分かる文書の写しの開示」。⑨「写真データの消去日時の開示」。⑩「写真データの消去について、実施機関は、印刷した後に消去していると説明している。印刷した文書の写しの開示」⑪「当該文書を作成しておらず、保有していないと説明しているが、横情審の確認（横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日）に対し、「平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」のうち「相談を受けた際の調査結果を記した文書の写しの開示」。⑫「写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとし一部開示とした決定は妥当である。と情報課が開示されていないにも関わらず、平成20年10月21日に撮影したと説明した論拠文書の写しの開示」。⑬「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1363号（平成28年12月7日。答申第1363号及び答申第1365号）当該答申では、当該文書を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると結論づけさせているが、実施機関は同様の説明を行っている。との事に関する資料文書の写しの開示」⑭「…念のため写真データについて保有しているか否かを調査したが、当該データは保有していない。について改めて調査したが、これらの記録についても作成しておらず、保有していないため、非開示とした写真データは規則10条第2項で定める文書のうち「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書」に該当し、保存期間は1年未満の文書である。紙面に印刷した後は不要となるため、本件写真データは規則第13条第1項及び第2項に基づき、事務処理上不要となった時点で廃棄している。とのことが判る文書の写しの開示。』⑮「審査請求人が主張する具体的な日時を明示した文書回答とは、本件写真データを含む引継文書を示すと考えられる。旭区旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した建築相談票・引継票（以下「本件建築相談票」という。）を調査したが、審査請求人が主張する平成20年10月22日14時10分すなわち午後2時10分あるいは午後1時10分に引き継いだという記載は確認できなかった。と確認させた文書の写しの開示。」⑯「条例第7条第2項第2号の該当性について対象行政文書に含まれる文書であり、当審査会が確認したところ、実施機関に確認した内容も含めて現時点において判断を覆すような事情の変化は認められない。したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとして、写真上の車のナンバープレートを非開示とした実施機関が撮影した写真及び文書の開示」。⑰「紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、…。其の文書の写しの開示」⑱紙面に印刷した後に本件写真データを消去しているという実施機関の主張について、「行政文書の保存期間は30年、10年、…1年又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定されている。また、規則第13条第1項において、「課等の長は、…保存期間を経過したもののうち、次に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定され、さらに同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と規定されている。当審査会が確認したところ、本件写真データが保存期間1年未満の文書に該当するという説明は、規則における基準からも不合理とはいえない。</p>
---------------------------------------	--

また、本件写真データの取扱は、通常の現地調査と引継資料の作成における記録写真に係る事務を想定しても、不自然ではない。とさせた関連各文書の写しの開示」。⑲「実施機関は、規則等で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定められている。このため、規則では、実施機関における行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存及び廃棄等について規定されており、一般の閲覧に供されている。との文書の閲覧』⑳「審査請求人が求める「条例に適合していると言う根拠文書」について、審査請求人が一般の閲覧に供している同規則を請求しているのか、根拠となる個別文書を請求しているのか判然としない部分はあるが、仮に前者とした場合は、規則第13条第1項及び第2項において保存期間が1年未満の行政文書の廃棄について規定がされており、当該規則は、一般の閲覧に供する文書である。そのため、条例第17条第3項により、市立図書館その他これに類する市の施設において閲覧等ができる文書に本条例は適用せず、開示請求の対象とは解されない。また、後者とした場合は、前述のとおり、「事務処理上不要になった時点で廃棄を行うものとする」という当該規則に基づく事務取扱であり、個別文書による事務決裁処理は行っていないため当該文書について、作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。と有るが、それでは何故、「平成20年11月5日に存在していない」と不開示との整合性が判る文書の写しの開示」。㉑『審査請求人は実施機関から具体的な日時と引き継いだという内容を含む文書回答があったと主張しており、当審査会においても、本件写真データを含む引継文書である本件建築相談票を見分した。見分の結果、用途地域等を記載した資料等において、具体的な日時の記載を確認したが、審査請求人が示した年月日及び日時と一致する記載は見受けられなかった。と有るが、審査請求人に示した年月日及び日時記載の決裁文書の写しの開示』㉒諮問件名第1406号「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである…とのことであるが、相談課と前審査課に平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データにより紙面にコピーしたものの写しの開示。」㉓「諮問第1409号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求の諮問第1410号「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）における添付写真写し（平成20年10月21日撮影）したと言われる写真写しに開示」㉔弁明書（建建情第230号）1及び2（2）項関連、紙面に印刷後に消去したとある。建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答書の開示」。㉕『諮問第1414号「実施機関林文字横浜市長弁明書、建建安第758号（平成28年10月21日）の第1項（2）市民からの相談に係る事務について、市民から建築基準法に基づく特定地番の…現場で写真を撮影します。の写真一式の写し、旭区白根特定番地所在の建築物について、建築基準法に違反する疑いがあるかどうかを調査した際に撮影した写真、紙に印刷したのもでもよい。の写しの開示」1旭区白根甲地に関する該当箇所の文書一切。2上記文書に付随して同所等を撮影した写真一切。と記載し、平成24年6月15日付の開示請求書に対する決定通知書の写しの開示。同平成20年10月22日審査課F（のち安全課）へ手交した全文書名とその枚数の開示。同其の後、審査課から安全課と変遷した文書は現情報課が管理しているとのことである。情報課Qから審査課Fが受領した全文書名とその枚数の開示。同平成30年1月9日付請求に対する決定通知書の写しの開示。電話時に確認した平成30年1月26日付請求に対し、横情審へ決定通知書を送付した理由と送付した文書の開示。

<p>34</p> <p>2187</p> <p>開示請求書の記載</p>	<p>①平成18年8月23日シェルビル内で違反対策課からの転送電話を受け作成した文書の開示。②其の文書（平成18年8月23日に受けた）内容に基づきB職員に調査を指示した文書の開示。③同案件を、審査課B職員が平成18年9月12日に調査し、「違反は無かった」と、Aに提出したA4文書の開示。④平成18年9月12日に調査結果をCに電話回答した際の応答文書の開示。⑤本書請求者に是正指導するなど、平成20年10月24日にFが起案し、A承認済、a承認済になっている文書は、平成28年12月14日、17時15分が過ぎ開示されたが支払いができずに相談課、審査課両実施機関により保管となった。「其の保管文書の開示」。⑥平成29年10月17日付で、A建築局建築指導部情報相談課長が承認済とした。建情第1184号、「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）のうちの写真について」と、A殿は建築局建築審査係長時（平成21年4月1日付人事異動で施設整備課課長補佐担当係長（計画担当）へ異動するまで在籍していた）に請求者との対話において、情報相談課QからFは写真を受領しなかったことを承知していたにも関わらず、現情報相談課長となった今は、「写したことにした処分決定通知書を承認済」としているが、一度も開示されたことが無い、『写した。調査をした。』などは虚言だから未開示は当然である。A情報相談課長の言質と事実と整合性があると開示請求者に判断できる根拠、理由、見解による相当の文書の開示」。⑦A情報相談課長は開示したが時間切れで他の保管することになった文書と合わせて開示することになった。保管することを請求者が承知した保管した公文書を「担当課において作成したか不明で有り、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できないため」では済まされない。あくまでも開示を求める。他の保管中の文書も「作成したか不明で有り、執務室及び書庫等を探したが、存在が確認できないため」と理由づけしているが、出鱈目すぎないか。両文書の開示請求。⑧平成20年10月22日に建築局建築審査係長時に情報相談課から受け取り承認済みとした全資料『16枚の開示』。⑨平成20年10月24日には⑧項文書は33枚通と承認済としている『33枚の文書』。⑩建情第1183号、平成20年10月21日に旭区白根戊地を撮影した写真の電子データは紙面に印刷した後は不要になるため消去した。と旭土木事務所所属が写真を紙面に印刷し平成20年10月10日に情報相談課に持参した。時節違いを指摘した写真絵を、写した写真は消去したなどと誤魔化し続けているが、「実施機関（相談課Q）は、写さないから写真は無い。従って一度も開示されたことが無い。しかしながらA課長、G係長が、写したとの主張し、相談課は、「平成20年10月10日のうちの写真」などと変えて開示決定を繰り返しているが、平成20年10月21日に写した写真を、『紙面に印刷したと言う写真絵の開示』。⑪・⑫項について『F起案、A承認済、a承認済にて決裁した裁決文書』の開示。⑬・『写さない写真をどの様にして紙面に写真絵とすることが出来るのか閲覧したい『写真及び写真絵一式の開示』。⑭、写真絵は時期外れの被写体、平成20年10月21日に写したとの主張に対し、『平成20年10月21日当日の風景、時間等の事実に対し整合性のある根拠、論拠等についての開示』。⑮A建築局建築指導部情報相談課長は、平成29年10月17日付・建情第1184号を承認しているが、平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」（平成29年9月27日）では「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである。更に（H22.12.10・・・）と、年月日等を偽造記載した「審査文書」などと誤魔化した文書は開示されていないが、其の文書の開示。⑯平成29年8月25日付の横情審答申書「棄却」されて、平成29年9月27日送着文書の『平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真のデータは、すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真。との文書に係る事項、事象の文書の開示』。⑰⑱項に関するデータも写真も写真絵も一度も開示されていないが、「（H22.12.10・・・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである…と通知書の送付があった。『平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真。平成20年10月10日に旭区白根特定番地を撮影した写真双方の年月日記載の文書及びデータの開示』。⑲相談課と前審査課に「上述⑱項に記載された日時の写真文書に対し閲覧と視聴を開示請求する。」⑳㉑項記載した閲覧と視聴完了後、CDによる写しの交付を求める」。</p>
---------------------------------------	---

別表5 処分が混在している案件

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
1	2106	平成20年10月22日の引き継ぎについて、建建審第269、318、366、374、507号各文書に於いても、平成28年市長弁明書（建建安第189号）でも、建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）は『平成20年10月22日、建築情報課（情報相談課）より旭区白根戊地に関する写真等資料を引き継ぎしたと弁明している。情報課が旭土木から受けた写真を含む9通の開示。	29.4.17	(1) 一部開示 (2) 非開示	29.5.23	(1) 平成22年建建審第374号による個人情報一部開示決定通知書の写し (2) 平成20年10月22日の引き継ぎについて、建建審第269、318、366、374、507号各文書に於いても、平成28年市長弁明書（建建安第189号）でも、建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）は『平成20年10月22日、建築情報課（情報相談課）より旭区白根戊地に関する写真等資料を引き継ぎしたと弁明している。情報課が旭土木から受けた写真を含む9通の開示。	既に、旭土木事務所職員が写真を含む9通を持参したと陳述しているにも関わらず、建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）は、建建審第269、318、374、507号等の各文書及び平成28年市長弁明書（建建安第189号）で、実施機関から平成20年10月22日に旭区白根戊地に関する写真等資料を引き継ぎしたと弁明していることに対し、実施機関が写したと引継ぎをした写真及び文書。と特定した上で写しの開示を郵送により希望した。郵送する際には、請求文書一つづつ納付書兼領収書を封入した上で郵送を願った。
				(1) 情報公開条例第7条第2項第2号 (2) 情報公開条例第10条第2項		(1) 個人の氏名 (2) -	(1) 非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 (2) 本件対象行政文書は、執務室及び書庫を探したが存在が確認できなかったことから、保有していないため非開示とした。

別表6 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
諮問に係る文書番号	諮問書及び弁明書 の写し受理日	審査請求人の 意見書受理日	
答申第2087号	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
平成28年度建建情第1130号	平成29年1月6日	平成29年2月6日	
答申第2088号	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
平成28年度建建情第1158号	平成29年1月13日	平成29年2月17日	
答申第2089号	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
平成28年度建建情第1159号	平成29年1月13日	平成29年2月17日	
答申第2090号	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
平成28年度建建情第1160号	平成29年1月13日	平成29年2月17日	
答申第2091号	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
平成28年度建建情第1161号	平成29年1月13日	平成29年2月17日	
答申第2092号	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
平成28年度建建情第1162号	平成29年1月13日	平成29年2月17日	
答申第2093号	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
平成28年度建建情第1280号	平成29年2月3日	平成29年3月6日	
答申第2094号	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
平成28年度建建情第1282号	平成29年2月3日	平成29年3月6日	
答申第2095号	平成29年3月28日 第301回	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
平成28年度建建情第1409号	平成29年3月2日	平成29年4月3日	
答申第2096号	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
平成28年度建建情第1608号	平成29年3月31日	平成29年4月20日	
答申第2097号	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
平成28年度建建情第1608号	平成29年3月31日	平成29年4月20日	
答申第2098号	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
平成28年度建建情第1608号	平成29年3月31日	平成29年4月20日	

答申第2099号	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
平成28年度建建情第1608号	平成29年3月31日	平成29年4月20日	
答申第2100号	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
平成28年度建建情第1610号	平成29年3月31日	平成29年4月20日	
答申第2101号	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
平成29年度建建情第78号	平成29年4月12日	平成29年4月20日	
答申第2102号	平成29年4月25日 第302回	平成29年4月27日 第313回	平成29年4月20日 第212回
平成29年度建建情第77号	平成29年4月12日	平成29年4月20日	
答申第2103号	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
平成29年度建建情第308号	平成29年5月17日	平成29年6月2日	
答申第2104号	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
平成29年度建建情第308号	平成29年5月17日	平成29年6月2日	
答申第2105号	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
平成29年度建建情第309号	平成29年5月17日	平成29年6月2日	
答申第2106号	平成29年6月30日 第304回	平成29年6月23日 第317回	平成29年6月15日 第215回
平成29年度建建情第358号	平成29年5月23日	平成29年6月2日	
答申第2107号	平成29年7月25日 第305回	平成29年7月28日 第319回	平成29年7月20日 第217回
平成29年度建建情第546号	平成29年7月4日	平成29年8月4日	
答申第2108号	平成29年9月26日 第307回	平成29年8月25日 第320回	平成29年9月7日 第219回
平成29年度建建情第744号	平成29年8月4日	平成29年8月21日	
答申第2109号	平成29年11月28日 第309回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回
平成29年度建建情第1141号	平成29年10月12日	平成29年10月27日	
答申第2110号	平成29年11月28日 第309回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回
平成29年度建建情第1142号	平成29年10月12日	平成29年10月27日	
答申第2111号	平成29年11月28日 第309回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回
平成29年度建建情第1142号	平成29年10月12日	平成29年10月27日	
答申第2112号	平成29年11月28日 第309回	平成29年11月24日 第326回	平成29年11月16日 第223回
平成29年度建建情第1106号	平成29年10月25日	平成29年11月24日	

答申第2127号	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
平成29年度建情第1408号	平成29年11月24日	平成29年12月13日	
答申第2128号	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
平成29年度建情第1408号	平成29年11月24日	平成29年12月13日	
答申第2129号	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
平成29年度建情第1409号	平成29年11月24日	平成29年12月13日	
答申第2130号	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
平成29年度建情第1410号	平成29年11月24日	平成29年12月13日	
答申第2131号	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
平成29年度建情第1411号	平成29年11月24日	平成29年12月13日	
答申第2132号	平成29年12月19日 第310回	平成29年12月22日 第328回	平成29年12月21日 第225回
平成29年度建情第1412号	平成29年11月24日	平成29年12月13日	
答申第2133号	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
平成29年度建情第1617号	平成29年12月27日	平成30年1月4日	
答申第2134号	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
平成29年度建情第1618号	平成29年12月27日	平成30年1月9日	
答申第2135号	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
平成29年度建情第1620号	平成29年12月27日	平成30年1月4日	
答申第2136号	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
平成29年度建情第1620号	平成29年12月27日	平成30年1月4日	
答申第2137号	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
平成29年度建情第1621号	平成29年12月27日	平成30年1月9日	
答申第2138号	平成30年1月23日 第311回	平成30年1月19日 第329回	平成30年1月18日 第226回
平成29年度建情第1622号	平成29年12月27日		
答申第2139号	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
平成29年度建情第1703号	平成30年1月17日	平成30年2月15日	
答申第2140号	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
平成29年度建情第1704号	平成30年1月17日	平成30年2月15日	

答申第2141号	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
平成29年度建情第1705号	平成30年1月17日	平成30年2月15日	
答申第2142号	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
平成29年度建情第1707号	平成30年1月17日	平成30年2月15日	
答申第2143号	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
平成29年度建情第1708号	平成30年1月17日	平成30年2月15日	
答申第2144号	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
平成29年度建情第1709号	平成30年1月17日	平成30年2月15日	
答申第2145号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
平成29年度建情第1787号	平成30年2月1日	平成30年2月15日	
答申第2146号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
平成29年度建情第1788号	平成30年2月1日	平成30年2月15日	
答申第2147号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
平成29年度建情第1789号	平成30年2月1日	平成30年2月15日	
答申第2148号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
平成29年度建情第1790号	平成30年2月1日	平成30年2月15日	
答申第2149号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
平成29年度建情第1973号	平成30年2月26日	平成30年3月2日	
答申第2150号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
平成29年度建情第1974号	平成30年2月26日	平成30年3月2日	
答申第2151号	平成30年6月26日 第316回	平成30年6月22日 第339回	平成30年6月21日 第236回
平成30年度建情第252号	平成30年5月11日	平成30年5月21日	
答申第2152号	平成30年7月24日 第317回	平成30年8月2日 第341回	平成30年7月19日 第237回
平成30年度建情第548号	平成30年6月28日		
答申第2153号	平成30年8月28日 第318回	平成30年8月24日 第342回	平成30年8月23日 第238回
平成30年度建情第697号	平成30年7月18日	平成30年8月16日	
答申第2154号	平成30年8月28日 第318回	平成30年8月24日 第342回	平成30年8月23日 第238回
平成30年度建情第698号	平成30年7月18日	平成30年8月16日	

答申第2155号	平成30年8月28日 第318回	平成30年8月24日 第342回	平成30年8月23日 第238回
平成30年度建情第699号	平成30年7月18日	平成30年8月16日	
答申第2156号	平成30年8月28日 第318回	平成30年8月24日 第342回	平成30年8月23日 第238回
平成30年度建情第700号	平成30年7月18日	平成30年8月16日	
答申第2157号	平成30年8月28日 第318回	平成30年8月24日 第342回	平成30年8月23日 第238回
平成30年度建情第722号	平成30年7月18日	平成30年8月16日	
答申第2158号	平成30年8月28日 第318回	平成30年8月24日 第342回	平成30年8月23日 第238回
平成30年度建情第723号	平成30年7月18日	平成30年8月16日	
答申第2159号	平成30年8月28日 第318回	平成30年8月24日 第342回	平成30年8月23日 第238回
平成30年度建情第771号	平成30年7月31日	平成30年8月16日	
答申第2160号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第858号	平成30年8月10日	平成30年8月31日	
答申第2161号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第859号	平成30年8月10日	平成30年8月31日	
答申第2162号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第860号	平成30年8月10日	平成30年8月31日	
答申第2163号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第861号	平成30年8月10日	平成30年8月31日	
答申第2164号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第862号	平成30年8月10日	平成30年8月31日	
答申第2165号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第863号	平成30年8月10日	平成30年8月31日	
答申第2166号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第864号	平成30年8月10日	平成30年8月31日	
答申第2167号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第865号	平成30年8月10日	平成30年8月31日	
答申第2168号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第866号	平成30年8月10日	平成30年8月31日	

答申第2169号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第867号	平成30年8月10日	平成30年8月31日	
答申第2170号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第924号	平成30年8月24日	平成30年9月14日	
答申第2171号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第925号	平成30年8月24日	平成30年9月14日	
答申第2172号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第926号	平成30年8月24日	平成30年9月14日	
答申第2173号	平成30年9月25日 第319回	平成30年9月28日 第344回	平成30年9月20日 第239回
平成30年度建情第927号	平成30年8月24日	平成30年9月14日	
答申第2174号	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
平成30年度建情第1010号	平成30年9月4日	平成30年9月18日	
答申第2175号	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
平成30年度建情第1011号	平成30年9月4日	平成30年9月18日	
答申第2176号	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
平成30年度建情第1012号	平成30年9月4日	平成30年9月18日	
答申第2177号	平成30年10月23日 第320回	平成30年10月26日 第346回	平成30年10月18日 第240回
平成30年度建情第1013号	平成30年9月4日	平成30年9月18日	
答申第2178号	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
平成30年度建情第1192号	平成30年10月12日	平成30年11月12日	
答申第2179号	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
平成30年度建情第1193号	平成30年10月12日	平成30年11月12日	
答申第2180号	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
平成30年度建情第1306号	平成30年10月26日	平成30年11月12日	
答申第2181号	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
平成30年度建情第1307号	平成30年10月26日	平成30年11月12日	
答申第2182号	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
平成30年度建情第1308号	平成30年10月26日	平成30年11月12日	

答申第2183号	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
平成30年度建情第1309号	平成30年10月26日	平成30年11月12日	
答申第2184号	平成30年11月27日 第321回	平成30年11月22日 第348回	平成30年11月15日 第241回
平成30年度建情第1310号	平成30年10月26日	平成30年11月12日	
答申第2185号	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
平成30年度建情第1523号	平成30年12月7日	平成31年1月7日	
答申第2186号	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
平成30年度建情第1525号	平成30年12月7日	平成31年1月7日	
答申第2187号	平成31年1月22日 第323回	平成31年1月25日 第351回	平成31年1月24日 第243回
平成30年度建情第1581号	平成30年12月14日	平成31年1月15日	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年3月22日 (第355回第二部会)	・ 審議
平成31年4月10日 (第356回第二部会)	・ 審議
平成31年4月26日 (第357回第二部会)	・ 審議
令和元年5月17日 (第358回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
令和元年5月31日 (第359回第二部会)	・ 審議
令和元年6月14日 (第360回第二部会)	・ 審議
令和元年6月28日 (第361回第二部会)	・ 審議
令和元年7月12日 (第362回第二部会)	・ 審議
令和元年7月26日 (第363回第二部会)	・ 審議